

4 資料

目次

(1) アンケート調査における自由記入欄の意見等	174
(2) 法令、通知等	181
【共通】	
資料① 保護司法（昭和 25 年法律第 204 号）（抄）	181
資料② 保護司会及び保護司会連合会に関する規則（平成 11 年法務省令第 2 号） （抄）	182
資料③ 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）（抄）	183
資料④ 更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）（抄）	183
資料⑤ 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）（抄）	185
資料⑥ 再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）（抄）	185
資料⑦ 雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要（抄）	186
資料⑧ 保護司制度の基盤整備に関する検討会報告書（平成 24 年 3 月 21 日）（抄）	187
資料⑨ 保護司の安定的確保に関する基本的指針（平成 26 年 3 月）（抄）	190
資料⑩ 保護司の安定的確保に関する基本的指針【改訂版】（平成 31 年 3 月）（抄）	191
資料⑪ 保護司の安定的確保のための 10 のアクションプラン	194
資料⑫ 保護司活動に対する御理解・御協力について（依頼）（平成 26 年 6 月 30 日付け総行政第 107 号・法務省保更第 72 号総務省地域力創造審議官・法 務省保護局長通知）（抄）	195
資料⑬ 再犯防止対策の推進に向けた保護司活動に対する一層の御理解・御協力に ついて（依頼）（令和元年 5 月 8 日付け総行政第 4 号・法務省保更第 1 号 総務省地域力創造審議官・法務省保護局長通知）（抄）	195
【保護司活動に対する指導・支援に関する取組（3-（1））共通】	
資料⑭ 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する 規則（平成 20 年法務省令第 28 号）（抄）	196
資料⑮ 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する 事務規程（平成 20 年 4 月 23 日付け法務省保観訓第 261 号法務大臣訓令） （抄）	197
資料⑯ 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する 事務の運用について（依命通達）（平成 20 年 5 月 9 日付け法務省保観第 325 号法務省矯正局長・法務省保護局長依命通達）（抄）	199

【担当保護司の複数指名（3-(1)-ア-(イ)）関係】

資料⑰ 保護観察等における担当保護司の複数指名について（通知）（平成 25 年 4 月 26 日付け法務省保観第 42 号法務省保護局観察課長通知）（抄） …… 200

【保護観察官・先輩保護司等のサポート（3-(1)-ア-(ウ)）関係】

資料⑱ 保護観察対象者の来訪の確保について（通知）（令和元年 7 月 9 日付け法務省保観第 26 号法務省保護局観察課長通知）（抄） …… 201

【保護観察対象者との面接場所の確保支援（3-(1)-イ-(7)）関係】

資料⑲ 更生保護サポートセンターを活用した更生保護活動の促進について（通達）（平成 23 年 3 月 25 日付け法務省保更第 108 号法務省保護局長通達）（抄） …… 201

資料⑳ 更生保護サポートセンターの設置・運営に係る留意点について（通知）（平成 24 年 4 月 6 日付け法務省保更第 37 号法務省保護局更生保護振興課長通知）（抄） …… 201

資料㉑ 保護司実費弁償金支給規則の運用について（通達）（平成 27 年 4 月 9 日付け法務省保総第 141 号法務省大臣官房会計課長・保護局長通達）（抄） …… 202

資料㉒ 保護司実費弁償金支給規則の運用細則について（通知）（平成 27 年 4 月 9 日付け法務省保総第 142 号法務省保護局総務課長通知）（抄） …… 202

資料㉓ 更生保護サポートセンター運営の手引き（平成 30 年 3 月版）（抄） …… 203

【報告書に係る情報技術の活用（3-(1)-イ-(イ)）関係】

資料㉔ 保護観察経過報告書（甲）の様式 …… 204

資料㉕ 保護司のてびき【平成 30 年度版】（法務省保護局）（抄） …… 206

資料㉖ 行政相談委員業務実施要領（昭和 59 年 7 月 1 日総務庁長官決定）（抄） …… 206

資料㉗ 行政相談委員苦情事案報告の様式 …… 207

資料㉘ 行政相談委員の手引（平成 31 年 4 月総務省行政評価局行政相談企画課）（抄） …… 208

資料㉙ 経済財政運営と改革の基本方針 2020～危機の克服、そして新しい未来へ～（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）（抄） …… 209

【地域別定例研修の運営（3-(1)-イ-(ウ)）関係】

資料⑳ 保護司研修要綱（平成 20 年 5 月 30 日付け法務省保更第 480 号法務省保護局長通達）（抄） …… 209

【協力雇用主名簿の取扱い（3-(1)-イ-(エ)）関係】

資料㉑ 協力雇用主登録等要領（平成 30 年 8 月 23 日付け法務省保更第 82 号法務省保護局更生保護振興課長通知）（抄） …… 210

【担い手確保に関する取組（3-（2））共通】

- 資料⑳ 保護司及び保護司選考会委員の委嘱及び解嘱等に関する事務の取扱いについて（昭和 58 年 12 月 23 日付け保総第 402 号法務省保護局長通達）（抄） …… 211

【保護司候補者の確保のための方策（3-（2）-ア）共通】

- 資料㉑ 保護司の選考に関する規則（平成 13 年法務省令第 15 号）（抄） …… 212
- 資料㉒ 保護司及び保護司選考会委員の委嘱及び解嘱に関する訓令（昭和 59 年 2 月 27 日付け法務省人任訓第 222 号） …… 212
- 資料㉓ 平成 24 年版犯罪白書（法務省）（抄） …… 212

【保護司候補者検討協議会等（3-（2）-ア-（7））関係】

- 資料㉔ 保護司候補者検討協議会設置要綱（平成 20 年 3 月 31 日付け法務省保更第 178 号法務省保護局長通達）（抄） …… 213
- 資料㉕ 保護司候補者検討協議会設置要綱の実施について（解説）（平成 20 年 3 月 31 日付け保更第 179 号総務課長・更生保護振興課長通知）（抄） …… 214

【市町村等の協力（3-（2）-ア-（1））関係】

- 資料㉖ 「保護司の安定的確保に関する基本的指針」について（通知）（平成 26 年 4 月 1 日付け法務省保更第 48 号法務省保護局長通知）（抄） …… 217
- 資料㉗ 保護司活動に関する地方公共団体に対する協力等依頼について（通達）（平成 26 年 6 月 30 日付け法務省保更第 73 号法務省保護局長通達）（抄） …… 217
- 資料㉘ 再犯防止対策の推進に向けた保護司活動に関する地方公共団体への協力依頼について（通達）（令和元年 5 月 8 日付け法務省保更第 2 号法務省保護局長通達）（抄） …… 218

【保護司候補者の年齢制限の運用（3-（2）-イ）関係】

- 資料㉙ 新任の保護司候補者の推薦時における年齢制限にかかる例外規定の弾力的な運用について（通知）（令和元年 12 月 25 日付け法務省保総第 303 号法務省保護局総務課長・更生保護振興課長通知）（抄） …… 218
- 資料㉚ 「保護司及び保護司選考会委員の委嘱及び解嘱等に関する事務の取扱いについて」の一部改正について（通達）（令和 2 年 3 月 26 日付け法務省保総第 88 号法務省保護局長通達）（抄） …… 219

【保護司活動インターンシップ（3-（2）-ウ-（7））関係】

- 資料㉛ 「保護司活動インターンシップ」実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け法務省保更第 22 号法務省保護局長通達）（抄） …… 219

(1) アンケート調査における自由記入欄の意見等

「保護司の活動に関するアンケート調査」では、法務省における保護司制度の運用に資する観点から、質問とは別に、保護司活動の全般についての御意見・御要望等をお聴きした。その結果、多数の保護司の方々から、様々な御意見・御要望等を頂いたところであり、紙面の都合上、次のとおり、その一部を紹介したい。

(保護観察事件等の担当保護司の指名関係)

- 地域別で対象者が偏りがちな面があります。担当の多い保護司、ない保護司があり分担する方法を考えていただきたい。
- 保護司 15 年目ですが、担当は全くなく不安を感じています。ボランティアですので良き経験をさせていただいていると考えて頑張っています。
- まだ担当経験がないので正直不安でならない。周りのの方々に教えていただきながら務められればよいと思っています。
- 一人で担当する機会が1度もなかった(2人での担当が1回のみ)。他の保護司は同時期に2件くらい担当していたり、自分より遅く保護司を受けた人でも担当したりしている。実際に担当していないので不要なら辞めたいと何度も思った。地域的に事件も少ないのかもしれないが、実践しないと何のために研修だけ受けなければならないのか疑問
- 保護司の出番がほとんどない地域の実態や保護司の充足率が100%であることなどから、ほとんど実質的な保護司活動が求められることがない状態が任に就いてから15年以上たっている。そのため研修内容が自分の中で空回りしてモチベーションを高く持ち続けるのが難しい。
- 地域に保護観察事案がないのは良いことであるが、保護司としての経験が身に付かないので、できるだけ早く経験が身に付くよう担当保護司をうまく割り振ってほしい。
- 担当件数が少ないことと、次の担当者を受け持つまでの期間が長すぎて、不安のみが増大している。
- 一人で対象者を数多く担当することが多いので、ベテラン、中堅、初心者の保護司と均等に対象者を持たせるように心掛けてほしい。
- いまだ、対象者を持ったことがなく、それに対する不安がとてもある。自分に務まるのだろうかという思いが強い。

(担当保護司の複数指名関係)

- 自分がもし保護観察事件を担当した場合、一人でなく複数で担当したいです。
- 一人で男性の対象者の家に往訪する事は非常に不安であり、他の保護司の先生に同伴を依頼したこともあった。保護司OB、OGでもよいので主担当・副担当の2人体制で臨めると安心できる。ベテランと相談しながら進められたらよいと思う。
- 保護観察は、犯罪の減少等によりかなり減ってきています。中には、保護観察を行ったことのない方もいらっしゃいます。一人で不安を持って保護観察をなさる保護司も多いと思います。そこで、同一事件の保護観察を2人で行うことを提案いたします。

- この保護司活動も2人組で面談するなど（女性だから不安な面がある。1対1の面談）というやり方も今後を担う保護司の方々の不安・負担がかからないやり方を要望します。
- 初めて対象者と接する時、一人で対応することに不安を感じた。先輩保護司と実習のような形で取り組めたら心強いのではないかと思った。
- 保護司になって日が浅い時期に対象者を担当する時は、一人でなく経験のあるベテラン保護司と複数体制で担当することを望みます。最近この体制が整ってきたことは、初任者にとって、不安も減り、また、面接後でも、先輩保護司に相談に乗ってもらえることができると思います。
- 他人の人生に大きく関わる重要でかつ繊細な仕事でありながら、新任でもいきなり単身で、事案を預けられる事はいかななものか。一期目は、ベテラン保護司に帯同し、話し方や、細かな部分を実地に勉強させてほしい。大量の書物を与えてもらうだけでは到底理解できない。是非複数担当を。
- 対象者を一人の保護司で対応すると負担を感じる。2人（複数）で対応した時は負担感が半減して精神的にも楽である。月2回の面接を2人の保護司が連携して行うような形をもっと取り入れてほしい。
- 経験が浅いため、薬物事犯や複雑な事件等への対応に大変不安があります。未経験者が担当する場合には、ベテラン保護司との2名体制を考えてほしいです。

（保護観察官・先輩保護司等のサポート関係）

〔保護観察官〕

- 分からないことは、保護観察官に聞くことができるので問題はない。
- まだまだ未熟なゆえ、保護観察対象者に対する言い方や接する態度に迷うこともあります。その都度、保護観察官に相談に乗ってもらっています。分からないこと、不安なこと、全て回答してもらっていますので助かります。
- 就労支援や保護観察対象者の保護者への対応など具体的なことを相談したくても保護観察官と十分に話す時間がなく、私が感じている不安を理解してもらえているとは感じられません。意見の違いもあるので、担当の保護観察官が変わるたびに負担感を感じます。
- 地区担当の保護観察官との交流がない。
- 個人的な疑問など研修日に聞くのも気が引けるので 年に一度でもいいので、保護観察官との面接日を設けていただきたく思います。

〔先輩保護司等〕

- 先輩や仲間の保護司の方のお話には学びが多いです。感謝しています。
- 研修会や会議などで他の保護司の方と顔を合わせることは、意見交換したり、情報交換したりして刺激を受けて有意義に感じています。
- 今まで守秘義務があるので先輩保護司に相談したことがなかった。
- 地域の保護司以外の方々に活動内容が理解されていないので、誤解を受けることが多々ある。保護司同士のコミュニケーション不足から、相談や指導を仰ぐ機会がないので、常に不安を抱いている。

- 先輩保護司がどのようなケースを扱ってきたのか、全く分からず処遇について相談できない。

(保護観察対象者との面接場所の確保支援関係)

- 保護観察対象者が自分の子供（女性）の同級生（男性）であったため、自宅に呼べず、対象者宅で続けたケースもある。
- 自宅に保護観察対象者を入室させることに多少の不安や抵抗がある。特に私の子供が女性で高校生までは、不安が大きく、洗濯物などを対象者の目に触れないよう対応した。今でも対象者には夫の事以外は家族の話はしないようにしている。
- 放火をした保護観察対象者を担当した際は、面接を自宅でせず、対象者の自宅で実施した。
- 家で暖かく迎え入れて更生を図ると言われていることもあり、昔は家族に気を遣い時間を調整して迎えていたが、今は環境の変化や社会の状況が変わってきている。面接場所として気楽に使用できる所があるともっと保護司になる人も増えるのではないかと思う。
- 保護司になりたがらない理由の一つに自宅に保護観察対象者を入れて面接を行うのが嫌であるということがあると思う。サポートセンターは、近くの方は良いが離れている人達は利用しにくい。そこで、自宅、サポートセンター以外での場所（例えば学校、公民館、自治会館等）が利用できると良いと思う。
- 保護司の後継者確保について、最大のポイントは、面接場所の確保であると考えている。保護観察対象者との面接場所を自宅以外でいかに効率よく確保できるかにかかっていると考える。家族は保護司の活動内容を理解はしていても、自宅での面接をどうしても嫌がる。

[サポートセンター]

- サポートセンターが設置され、保護司会の事務作業がやりやすくなった。面接場所として利用でき、時間の変更等に臨機応変に対応できるようになった。
- 面接について、サポートセンターを利用したいが、保護観察対象者は運転免許を持っていない者が多いこと、私たちの地域では公共交通機関がほとんどなくなって自宅まで送るを得ない状況なので、家族の理解を得て実施しているのが実情である。以上のことが全てではないが保護司の後継者問題は高齢化と合わせて重要なことだと思う。
- 就労中の保護観察対象者は、休日又は平日夜間（遅い時は深夜 11 時頃）に面接することが多い。特に平日夜間の自宅での面接は、保護司の家族へも気を遣っている。サポートセンターは平日夜 8 時までしか利用できない。休日、平日深夜まで利用できる面接場所の確保が必要と思う。

(報告書に係る情報技術の活用関係)

- 報告書の作成が大変なので、重大事件の対象者以外はもう少し簡略化したものになると良いと思います。
- 保護観察対象者の面接時の指導と報告書の記載事項について、保護観察対象者の更生に向けて、月 2 回の面接を行っていますが、対象者が更生の姿勢や、変化がみられない状況が続くと、的確なアドバイスや指導方法、また、報告書の記載に悩むことがあります。

- 仕事を持ちながら研修や保護観察の面接、報告書の作成をすることは時間的に厳しくつらい。
- 各種報告書提出時の切手の購入が面倒である。料金後納郵便等の封筒があれば助かります。
- 保護観察経過報告書の作成・提出になぜパソコンを活用しては駄目なのか。少ないスペースの中に私のような字を書く者は書ききれないし、書くことも不可能です。今はパソコンを利用していますが、入力フォームを自分で作成するのが大変です。

(地域別定例研修の運営関係)

- 経験の浅い私にとって、定例研修は、保護観察官が豊富な経験からのポイントや要領をかみ砕いて伝えてくれるため、大変分かりやすく、また、保護観察官との距離も縮めてくれる貴重な機会となっている。
- 定例研修は皆さんの体験などが聞ける場でもあり、今後対象者を受け持った時に役立つと思っている。
- 新任研修や、地域研修に出席することにより、知識を増やしたり、先輩保護司との交流ができたりすることは大変心強く思っている。研修に積極的に参加し、より良い保護司としての活動ができるよう準備しておこうと思う。
- 最近、保護区の研修などの出席率が悪くなって心配。特に、最近保護司になられた方が欠席する率が高い傾向がみられる感じがする。
- 定例研修を欠席した者に対して、インターネットで定例研修の内容の受講ができるよう配慮すれば、若手保護司の確保もできやすくなる。
- 平日の昼間は仕事をしている人が増加傾向にあると思われ、休みを取得して研修に参加している現状にあるので、一部研修を休日又は夜間に実施することを検討していただきたい。
- 現役の農家であるので、その時々々の管理作業を放置してまで研修に参加する時間的、経済的な余裕がないのが現実である。
- 現職で仕事をしているので、日中の研修や保護司会の活動に参加できない。それを責める保護司がいる。
- 地域での研修会に一定割合以上出席しないと、保護司を続けられないこと。
- 研修会等に仕事の都合でなかなか参加できていません。保護観察事件についての活動は特に困っておらず、分からないことも主任官に聞くなどして活動していますが、研修会や、保護司会の活動に参加できず、先輩保護司の方に文句を言われ非常に煩わしさを感じる。

(協力雇用主名簿の取扱い関係)

- 山あいの小さな過疎地域なので、保護観察対象者の就労に苦慮している。近隣の都市部地区保護司会や雇用主会との交流ができれば情報交換、共生互助の方向性が見いだされる。
- 就労支援について、県内に複数の雇用主会があるが、各地区への情報連絡が全くできていない。協力雇用主は多数あるが、名前だけ。雇用主会の情報での就労は極端に少なく、保護司個人の人脈で就労させているのが現状である。市と市や地区が隣り合わせでも、県や地区が違うと情報は全く手に入らない。

- 就労支援については、積極的に雇用主会に協力を求めるものの、求人情報は、個人情報に関係するためか分からないが全く入ってこないのが実情である。
- 協力雇用主による採用状況について、保護司が十分に理解できていない。
- 協力雇用主関係の情報が不足している（安心できる雇用関係が流れてこない）。

（都道府県・市町村との連携関係）

- 地域で保護司活動の存在が余り知られておらず、地方公共団体との関わりも少ない。保護司会が関係団体との連携を積極的に深めるべきと感じる。
- これまでの長い経緯から、保護観察所と地方公共団体とのつながりが弱く、地方公共団体から保護司会の運営事務への手助けが余りない。保護観察所がもっと前面に立って地方公共団体などに協力を求めてほしい。
- 保護司と民生委員をしているが、両者はつながりがあるようで全く連携しておらず、障害者の状況も全く連絡がないため、災害時の行動をどうしたらよいか、分からないことがある。もっと行政等がしっかりと把握すべきではないかと思う。
- 地方公共団体等への働き掛けが充分なされているだろうか。例えば、社明運動について、令和元年度で第 68 回を数えるが住民への理解はなかなか得られていない。また、再犯防止推進法も更生保護の広報材料としてアピールしたい。
- 国又は保護観察所は、地方公共団体職員を出席させる会議を定期的を開催して協力を求めてもらいたい。
- 保護司の立ち位置が地域組織と連携したものになっていない中で、犯罪予防等の活動することは難しいと思う。犯罪予防・再犯防止を国から都道府県、市町村などへ浸透させていき、保護司が地域活動の中で役割を果たしていることを明確にするための啓発活動や仕組みづくりを全体で行ってほしい。
- 保護司会と市町村との関わりが少ないように思う。もっと連携してほしい。
- 地方公共団体等にアプローチする方法は、日本更生保護協会が発行する冊子「更生保護」を首長や教育委員会、福祉課長等担当部署、社会福祉事業協会等外部団体に提供し、課題を決めて話し合うことが大切である。国・県段階で理解され、市町村にも協力要請がされれば解決は早い。ただ、財政上の厳しさから、職員数の減少もあり、困難な面も多いと思うが、粘り強く働き掛けをすべき。
- 国・地方公共団体の更なる連携、協働の下、再犯を防止し、安全・安心な地域社会づくりを、客観的なデータ等を用いて検証して確立していただきたいと考えている。
- 薬物事犯等専門知識を必要とする場合のサポートが少し不十分な気がすると同時に、保護司の活動に対しての、地方公共団体、警察などの理解・協力が不足しており、保護観察対象者との間で板挟みになる事もある。今一度、地方公共団体・警察の現場の方への教育・周知をお願いする。

(保護司候補者の確保のための方策関係)

- 自身も含め保護司の推薦で選任される例が多く、知人の集まりのようで閉塞感がある。なかなか手のない保護司ではあるが、多様で清新な人材が選任されたらよいと思う。
- 社会の現況として 65 歳定年、定年後も 5 年は勤めるなどによって適任者の範囲が縮小され後継者確保に苦慮している。
- 国の制度が改正される度に、保護司への負担が増えているのではないかと感じている。自分が退任する時期が来る頃に後継者を確保できるのか不安である。
- 後継者確保が難しい。知人に声を掛けても危険、不要を訴えられ、断られてしまう。

(保護司候補者検討協議会等関係)

- 地区保護司会の取組として、協議会がスタートしたことにより、以前よりも確保が容易になり、負担軽減が図られてきた。更に常時活動として意識的に推進していきたい。
- 協議会を未設置のため、欠員補充が進まない。
- 協議会での広範な情報提供にて候補者が挙がるが、成果が得られない。

(市町村等の協力関係)

- 後継者確保に関して、人脈をたどるだけでは、なかなか引き受けてくださる方が見当たらないことが多いと思います。行政からのバックアップが必要になってくると思います。
- 民生委員・児童委員や人権擁護委員は、人材確保を行政が進めていくが保護司は自ら進めなくてはならず、65 歳を過ぎても、働く人、老後はボランティアより趣味を、という人がほとんど。行政が、候補者を探す手助けをしてもらいたい。
- 保護司の後継者確保については厳しい状況です。市・県職員退職者に対し、退職後 2～3 年の保護司としての貢献は、お願いできないものかと考えています。

(保護司候補者の年齢制限の運用関係)

- どの保護区も人材確保が困難な状況下、定年制度を撤廃してはどうかと思っております。75 歳でも意欲のある方々は大勢いると思われる。
- 保護司人材確保のため、定年の延長をお願いいたします。心身共に健康な 75 歳以上の方については、1 年更新にして保護司を続けられるようにしてはと思います。
- 保護司の後継者確保について、新任時の年齢制限をもう 1 歳くらい上げていただきたい。以前と違い満 65 歳で定年する人が多く、保護司になってもらうために依頼に行く頃はまだ現役でなかなか引き受けていただけない。仕事を引退し、地域のことに協力できる年齢になる頃には、推薦年齢を越えてしまう。
- 保護司の年齢層が高いため、若返りを図っていく必要があるのではと感じています。長い年月をかけて培った経験や知識によって若い人たちのお手本になる反面、経験主義に陥りやすい面もあるかと思えます。今の若い人たちの子育て、生き様に寄り添っていく必要があるように思います。保護観察の対象者には中高生もいるので、学校現場の先生方に近く、子供にも近

い保護司がいるというのも必要なのではないかと思います。

- 保護司の定年延長の話も出るが、75歳以上の年齢では体力等に個人差があり過ぎる。

(保護司活動の広報(犯罪予防活動)関係)

- 最近、地域においても、保護司の活動が、自治会内で自治会長を通じて実施している愛の協力金募金や社明運動での街頭広報活動の実施などの活動で地域住民に浸透しつつある。
- 年1回開催する「公開ケース研究会」では、地域を担う町づくりセンター長、小中学校教師、PTA役員、民生委員・児童委員、青少年育成委員、BBS会等が一堂に会し、意見交流の中で保護司活動や社明運動の意義が共有された。安心できる地域は、地域で見守ることで犯罪の芽生え難い、安全・安心な地域づくりなのだに参加者と共有できたのが成果である。
- 犯罪予防活動で街頭広報に参加しているが、関心を示して下さる方が少ないことがさみしい。
- 犯罪予防活動が多過ぎて負担である。もっとこれらの活動は地域自治会の活動としてお願いし、保護司は、協力する程度にすべきか、保護観察対象者に対する活動に特化すべきではないか。
- 犯罪予防活動については、街頭でのチラシ配布等を行うが、どの程度犯罪予防に役立っているのか疑問である。犯罪予防活動の成果について知りたい。単なる啓発活動をしているだけでよいか。
- 犯罪予防活動として、社明運動での啓発活動や地域集会等を実施しているが、犯罪予防としての効果が実感できない。地域住民へ浸透していないのではないかと考えている。つまり、保護司の活動が一般的に周知されておらず、理解されていないのではないかと考えている。
- 保護司はやってみるとすばらしいボランティア活動であるという啓蒙^{もう}を積極的に行っていないと現在の社会情勢では後継者の確保が難しいと思う。30歳代、40歳代の方は保護司の活動について知らない方が多い。
- 世の中では保護司について怖いものを扱うように思われている。理解が全く進んでいない。理解をしているのは一部の人たちだけである。過度のPRはどうかと思うが、世の中でもっと保護司の理解が進むように願う。
- 私個人としてはもっともっと犯罪予防活動を増やし、地域社会に広報して成果を上げたいのだが、そうすると、保護司会員の負担が増すと反対意見が多く出る。
- 保護司は、非常に重要な役割であるにもかかわらず一般の方々に理解が行き渡っているとは言えない。「犯罪者をなぜ援助しなければならないのか」などということを行う方もあり、活動に苦慮している。青少年のときから理解を深めていくことが肝要と考え、社明運動の担い手を若年層に広げていく手段を考えていかねばならないと思う。

(2) 法令、通知等

【共通】

資料① 保護司法（昭和 25 年法律第 204 号）（抄）

（保護司の使命）

第一条 保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。

（設置区域及び定数）

第二条 保護司は、法務大臣が都道府県の区域を分けて定める区域（以下「保護区」という。）に置くものとする。

2 保護司の定数は、全国を通じて、五万二千五百人をこえないものとする。

3 保護区ごとの保護司の定数は、法務大臣がその土地の人口、経済、犯罪の状況その他の事情を考慮して定める。

4 （略）

（推薦及び委嘱）

第三条 保護司は、左の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから、法務大臣が、委嘱する。

一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

三 生活が安定していること。

四 健康で活動力を有すること。

2 法務大臣は、前項の委嘱を、地方更生保護委員会の委員長に委任することができる。

3 前二項の委嘱は、保護観察所の長が推薦した者のうちから行うものとする。

4 保護観察所の長は、前項の推薦をしようとするときは、あらかじめ、保護司選考会の意見を聴かなければならない。

（保護司選考会）

第五条 保護観察所に、保護司選考会を置く。

2～4 （略）

（任期）

第七条 保護司の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

（職務の執行区域）

第八条 保護司は、その置かれた保護区の区域内において、職務を行うものとする。但し、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から特に命ぜられたときは、この限りでない。

（職務の遂行）

第八条の二 保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、次に掲げる事務であつて当該保護観察所の所掌に属するものに従事するものとする。

一 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動

二 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力

三 犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力

四 その他犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図ることに資する活動で法務省令で定めるもの

(服務)

第九条 保護司は、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもつてその職務を遂行しなければならない。

2 保護司は、その職務を行うに当つて知り得た関係者の身上に関する秘密を尊重し、その名誉保持に努めなければならない。

(費用の支給)

第十一条 保護司には、給与を支給しない。

2 保護司は、法務省令の定めるところにより、予算の範囲内において、その職務を行うために要する費用の全部又は一部の支給を受けることができる。

(保護司会)

第十三条 保護司は、その置かれた保護区ごとに保護司会を組織する。

2 保護司会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 第八条の二に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整

二 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集

三 保護司の職務に関する研究及び意見の発表

四 その他保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

(保護司会連合会)

第十四条 保護司会は、都道府県ごとに保護司会連合会を組織する。ただし、北海道にあつては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

2 保護司会連合会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 保護司会の任務に関する連絡及び調整

二 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集

三 保護司の職務に関する研究及び意見の発表

四 その他保護司の職務又は保護司会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

(地方公共団体の協力)

第十七条 地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動が、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をすることができる。

(注) 下線は当省が付した。

資料② 保護司会及び保護司会連合会に関する規則（平成11年法務省令第2号）（抄）

(保護司の従事する事務)

第一条 保護司法（昭和二十五年法律第二百四号。以下「法」という。）第八条の二第四号に規定する法務省令で定める活動は、次のとおりとする。

一 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるために、その者を雇用する事業主の確保その他の雇用の促進を図る活動

二 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるために、教育、医療又は福祉に関する公私の団体又は機関からの協力の促進を図る活動

三 犯罪の予防を図るために、公私の団体又は機関からの協力の促進を図る活動

四 犯罪の予防に寄与する公私の団体又は機関（地方公共団体を除く。）の施策又は活動への協力

五 犯罪の予防に関する事項について、住民からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う活動

(保護司会の任務)

第四条 法第十三条第二項第四号に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 保護司の職務に関する研修
- 二 保護司及び保護司会の活動に関する広報宣伝
- 三 保護司の人材確保の促進に関する活動
- 四 保護司の職務遂行に関し災害が発生した場合の救済に関すること（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づくものを除く。）。

(注) 下線は当省が付した。

資料③ 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）（抄）

(仮退院中の保護観察)

第二十六条 仮退院を許された者は、補導処分の残期間中、保護観察に付する。

2 (略)

(注) 下線は当省が付した。

資料④ 更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）（抄）

(目的)

第一条 この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。

(国の責務等)

第二条 国は、前条の目的の実現に資する活動であって民間の団体又は個人により自発的に行われるものを促進し、これらの者と連携協力するとともに、更生保護に対する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るように努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の活動が地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、これに対して必要な協力をすることができる。

3 (略)

(所掌事務)

第二十九条 保護観察所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 この法律及び売春防止法の定めるところにより、保護観察を実施すること。
- 二 犯罪の予防を図るため、世論を啓発し、社会環境の改善に努め、及び地域住民の活動を促進すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、この法律その他の法令によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(協力等の求め)

第三十条 保護観察所の長は、その所掌事務を遂行するため、官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な援助及び協力を求めることができる。

(保護司)

第三十二条 保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）の定めるところに従い、それぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌事務に従事するものとする。

(保護観察の対象者)

第四十八条 次に掲げる者（以下「保護観察対象者」という。）に対する保護観察の実施については、この章の定めるところによる。

- 一 少年法第二十四条第一項第一号の保護処分に付されている者（以下「保護観察処分少年」という。）
- 二 少年院からの仮退院を許されて第四十二条において準用する第四十条の規定により保護観察に付されている者（以下「少年院仮退院者」という。）
- 三 仮釈放を許されて第四十条の規定により保護観察に付されている者（以下「仮釈放者」という。）
- 四 刑法第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定により保護観察に付されている者（以下「保護観察付執行猶予者」という。）

（指導監督の方法）

第五十七条 保護観察における指導監督は、次に掲げる方法によって行うものとする。

- 一 面接その他の適当な方法により保護観察対象者と接触を保ち、その行状を把握すること。
 - 二 保護観察対象者が一般遵守事項及び特別遵守事項（以下「遵守事項」という。）を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置をとること。
 - 三 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施すること。
- 2 保護観察所の長は、前項の指導監督を適切に行うため特に必要があると認めるときは、保護観察対象者に対し、当該指導監督に適した宿泊場所を供与することができる。

（補導援護の方法）

第五十八条 保護観察における補導援護は、保護観察対象者が自立した生活を営むことができるようにするため、その自助の責任を踏まえつつ、次に掲げる方法によって行うものとする。

- 一 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 職業を補導し、及び就職を助けること。
- 四 教養訓練の手段を得ることを助けること。
- 五 生活環境を改善し、及び調整すること。
- 六 社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、保護観察対象者が健全な社会生活を営むために必要な助言その他の措置をとること。

（保護観察の実施者）

第六十一条 保護観察における指導監督及び補導援護は、保護観察対象者の特性、とるべき措置の内容その他の事情を勘案し、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。

2 （略）

（収容中の者に対する生活環境の調整）

第八十二条 保護観察所の長は、刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は刑若しくは保護処分の執行のため少年院に収容されている者（以下この条において「収容中の者」と総称する。）について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

2～4 （略）

（保護観察付執行猶予の裁判確定前の生活環境の調整）

第八十三条 保護観察所の長は、刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者について、保護観察を円滑に開始するため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、前条第一項に規定する方法により、その者の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができる。

（準用）

第八十四条 第六十一条第一項の規定は、第八十二条第一項及び前条の規定による措置について準用する。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑤ 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）（抄）

（連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（関係機関における体制の整備等）

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑥ 再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）（抄）

第 6 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組（推進法第 5 条、第 22 条、23 条、24 条関係）

1. 民間協力者の活動の促進等

(1) (略)

(2) 具体的施策

① 民間ボランティアの確保

ア 民間ボランティアの活動に関する広報の充実

警察庁及び法務省は、国民の間に、再犯の防止等に協力する気持ちを醸成するため、少年警察ボランティアや更生保護ボランティア等の活動に関する広報の充実を図る。

【警察庁、法務省】

イ 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供

法務省は、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業など様々な立場にある国民が、実際に民間協力者として活動するようになることを促進するため、保護司活動を体験する保護司活動インターンシップ制度など、更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供を推進する。【法務省】

ウ 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等

法務省は、保護司候補者を確保するため、総務省、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、地方公共団体、自治会、福祉・教育・経済等の各種団体と連携して、保護司候補者検討協議会における協議を効果的に実施し、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業分野から地域の保護司適任者に関する情報収集を促進する。また、法務省は、同協議会で得られた情報等を踏まえて、保護司適任者に対して、実際に保護司として活動してもらえるよう、積極的な働き掛けを実施する。【総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

ア (略)

イ 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実

法務省は、更生保護ボランティアの活動を促進するため、更生保護ボランティアに対する研修の充実を図るとともに、BBS会による学習支援などの更生保護ボランティア活動に対する支援の充実を図る。また、法務省は、保護観察対象者等の指導・支援を担当している保護司が、保護司相互の相談・研修等の機会が得られるようにするとともに、保護司会の活動である保護司の適任者確保、“社会を明るくする運動”等の広報・啓発活動、地域の関係機関等と連携した再犯防止のための取組等を促進するため、保護司経験者や専門的知見を有する者からの助言等を受けられるようにすることを含めた保護司会の活動に対する支援の充実を図る。【法務省】

ウ 更生保護サポートセンターの設置の推進

法務省は、保護司と保護観察対象者等との面接場所や保護司組織の活動拠点を確保するとともに、更生保護ボランティアと地域の関係機関等との連携を促進するため、総務省の協力を得て、地方公共団体等と連携して、地域における更生保護ボランティアの活動の拠点となる更生保護サポートセンターの設置を着実に推進する。【総務省、法務省】

③～⑤ (略)

2. 広報・啓発活動の推進等

(1) (略)

(2) 具体的施策

① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

ア 啓発事業の実施

法務省は、各府省、地方公共団体、民間協力者と連携して、推進法第6条に規定されている再犯防止啓発月間において、国民の間に広く犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業の実施を推進するとともに、検察庁、矯正施設、保護観察所等の関係機関における再犯の防止等に関する施策や、その効果についての積極的な情報発信に努める。また、“社会を明るくする運動”においても、推進法の趣旨を踏まえて、再犯の防止等についてより一層充実した広報・啓発活動が行われるよう推進するとともに、広く国民各層に関心をもってもらうきっかけとするため、効果検証を踏まえて、広報媒体や広報手法の多様化に努める。【各府省】

イ (略)

② (略)

(注) 下線は当省が付した。

資料⑦ 雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要(抄)

改正の趣旨

○ 高齢者、複数就業者等に対応したセーフティネットの整備、就業機会の確保等を図るため、雇用保険法、高齢者雇用安定法、労災保険法等において必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 高齢者の就業機会の確保及び就業の促進(高齢者雇用安定法、雇用保険法)

① 65歳から70歳までの高齢者就業確保措置(定年引上げ、継続雇用制度の導入、定年廃止、労使で同意した上での雇用以外の措置(継続的に業務委託契約する制度、社会貢献活動に継続的に従事できる制度)の導入のいずれか)を講ずることを企業の努力義務にするなど、70歳までの就業を支援する。【令和3年4月施行】

② 雇用保険制度において、65歳までの雇用確保措置の進展等を踏まえて高齢者雇用継続給付を令和7年度から縮小するとともに、65歳から70歳までの高齢者就業確保措置の導入等に対す

る支援を雇用安定事業に位置付ける。【令和7年4月施行・令和3年4月施行】

(注) 厚生労働省の資料による。

資料⑧ 保護司制度の基盤整備に関する検討会報告書（平成24年3月21日）（抄）

第2 保護司制度の基盤整備の方向性

1 保護司候補者の確保と保護司の育成

(1) 保護司候補者検討協議会の全保護司会への設置と効果的な運営

- 保護司候補者を幅広く発掘するとともに、選考過程の透明性を確保するため、すべての保護司会に検討協議会を設置することが望ましい。
- 検討協議会をより機能させるため、名称を変更する、原則として町内会や地方公共団体関係者の参画を得る、中学校単位等きめ細やかに開催する、保護観察所の関与を強化するなどの改善を図る必要がある。
- 必要な場合には、保護司会長と協議の上、保護観察所から関係団体や専門職団体に保護司候補者の推薦を依頼することが効果的である。
- (略)

ア 熱意と行動力があり、地域に根づいた保護司候補者を幅広い分野から発掘するとともに、保護司の選考過程について一層の透明性を確保するため、すべての保護司会に検討協議会を設置することが望ましい。

イ 検討協議会を開催しても保護司候補者についての情報が十分得られない等の意見があることから、検討協議会がより効果的に機能するよう、次のとおり運用を改善する必要がある。

(ア) 検討協議会は、個々の候補者について保護司として適任か否かの意見交換をする場ではなく、当該保護区内の保護司候補者として適任な人材を発掘し、幅広く情報提供を得る場であることを徹底するとともに、検討協議会の位置付けを明確にするため、名称を「保護司候補者推薦協議会」や「保護司候補者推薦会」に変更する。

(イ) 様々な世代、職域、団体から保護司候補者に関する情報提供を得るため、幅広い分野から検討協議会の委員を選任するとともに、同委員に更生保護や保護司制度について十分理解してもらう。

なお、町内会・自治会関係者、福祉関係者、教育関係者及び地方自治体関係者には、原則として参画を得ることとし、法務省において関係通達を見直す。

(ウ) 複数の市町村から構成される保護区や人口の多い保護市区町村単位や中学校単位等で開催したり、複数回開催するなど、きめ細やかに実施する。

なお、市区町村単位等に下部組織を設けるとすれば、組織を細分化し過ぎることによるデメリットも生じかねないので、それぞれの保護区事情に応じて柔軟に対応できるようにする方が望ましいとの意見もある。

(エ) 委員の選任を始め、検討協議会の運営に当たっては、地区担当官が出席するなど、保護観察所がこれまで以上に主体的に関与する。

(オ) 情報提供された候補者には、保護観察所又は保護司会において、本人はもとより、家族に対しても保護司活動について説明し、十分理解してもらった上で、委嘱手続を進める。

ウ 検討協議会を通じた推薦を補充する観点から、必要な場合には、保護司会長と協議の上、保護観察所長から関係団体や専門職の団体に保護司候補者の推薦を依頼することが効果的と考える。

エ (略)

(2) 新任時の年齢制限の見直し

- 新任時の年齢制限を1歳程度引き上げることが効果的である。

現在、新任の保護司候補者の推薦に当たっては、更生保護法人役職員等で専門的な知識及び技能

を有する者など特別な事情がある場合を除き、委嘱予定日現在 65 歳以下の者を推薦することとなっている。

しかし、年金（厚生年金）の受給年齢が 65 歳に引き上げられることもあって、改正高年齢者雇用安定法に基づいて、事業主は 65 歳までの安定した雇用を確保する措置を講じなくてはならないこととされており、65 歳であっても就業中の者が増加している。

こうした状況を踏まえ、今後、定年退職後に保護司活動に意欲を示す者の委嘱を促進するため、法務省においては、上記新任時の年齢制限を見直し、1 歳程度引き上げることが効果的と考える。

（中略）

(3) (略)

(4) 保護観察所が行う研修の改善

- 2 期 4 年以内に行う保護司研修の内容を充実するなどする一方で、地域別定例研修の回数を減らして負担軽減を図るなど、研修の在り方を改善する必要がある。
- 処遇上特別な配慮を必要とする者の取扱や社会福祉制度等に関する研修を充実することが重要である。

（中略）

(5) 新任保護司への事件担当機会の早期確保、保護司同士による支援体制の整備

- 新任保護司の育成のため、保護観察所長は、委嘱後早期に事件担当を依頼するとともに、担当中は、きめ細やかに指導、助言を行うよう配慮する。
- また、新任保護司が安心して処遇に当たれるよう、新任保護司の事件担当中は、先輩保護司をメンター保護司として指名し、日常的に先輩保護司に相談できる体制を整備することが効果的である。
- 保護司会においては、新任保護司の処遇能力向上のため、保護司同士による処遇会議や情報交換会を積極的に開催することが必要である。
- 複合的な問題を抱えたケースは、複数の保護司が担当することも考慮していく。

ア 新任保護司の育成には、何より処遇経験を積むことが重要である。また、新任保護司も、保護司を引き受けた以上、保護観察事件等を担当したいという気持ちを強く持っている。そのため、保護観察所長は、新任保護司については委嘱後早期に保護観察事件等の担当を依頼するようにするとともに、担当中は、当該保護司に対してきめ細やかに指導、助言を行うよう配慮する。

イ また、新任保護司が処遇上の悩みを抱え込むことなく、安心して保護観察処遇等に当たれるようにするとともに、先輩保護司が長年の経験から培った保護司としてのノウハウと地域情報を伝達するため、法務省においては、新任保護司に事件担当を依頼する場合には、先輩保護司をメンター保護司として指名し、当該新任保護司が日常的に先輩保護司に相談できる体制を整備することが効果的と考える。

ウ (略)

エ なお、近年の傾向として、保護観察対象者本人が複数の問題を抱えるケースや、知的障害を有する保護観察対象者と要介護状態の高齢者が同居するケースなど、複合的な問題を抱えたケースが増加する傾向がある。そのため、今後、保護観察所長は、必要な場合には複数の保護司に事件担当を依頼し、役割分担することなども考慮していくことが求められる。

この点については、処遇の進め方が個々の保護司の裁量に大きく委ねられている現状にあつては、その調整等が困難であるといった意見や、複数の保護司が担当した場合の課題を洗い出すため、まずはモデル的に取り組むのがよいのではないかといった意見もある。

2 社会の変化に即した保護司の活動環境の整備

(1) 自宅以外の面接場所の確保

- 保護司が自宅以外に面接できる環境を整備するため、更生保護サポートセンターの拡充や、公民館等の身近な場所を借用できるようにすることが必要である。

保護司の処遇活動は、保護観察対象者との面接等を主に自宅で行うことで成り立っているが、薬物やアルコール依存、精神疾患や発達障害など、複雑・多様な問題を抱えた保護観察対象者等を自宅に招き入れることについて家族の理解が得られないケース（場面）が増加している。また、保護司候補者の中には、マンションなど居宅の構造上自宅での面接が困難な者が増加しており、これが保護司確保を困難にしている大きな要因のひとつになっている。そのため、自宅以外に面接ができる環境整備を図ることが重要であり、法務省は、同機能も担っている「更生保護サポートセンター」を拡充するほか、同センター未設置保護司会においては公民館等の身近な場所を借用できるようにすることが必要である。

(2) (略)

3 地域との連携強化

(1) (略)

(2) 地方公共団体との連携強化

- 効果的な保護司活動を展開するため、これまで以上に基礎自治体たる市区町村との連携強化に努めることが重要である。
- 市区町村との連携強化には、何より市区町村長等に保護司活動の内容や意義等について理解してもらうことが必要であり、そのための各種方策に保護観察所と保護司会が協力して取り組むことが必要である。
- また、保護司会においては、保護司活動を通じて培った経験とノウハウを生かして、地域に貢献していくことが有効である。
- 保護司法第 17 条をより機能させるため、法務省において総務省と必要な協議をすることが求められる。

ア～ウ (略)

エ なお、地方公共団体との協力関係については、保護司法第 17 条に「地方公共団体は、…(略)…保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をすることができる」と規定されているが、これをより機能させるため、法務省において、次の方策などについて総務省と協議することが求められる。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 上記(ア)、(イ)の実現には、法改正を伴うなど実現困難性が高く、時間を要することから、当面、総務省の協力を得て、各市区町村長に対して、総務省と法務省の連名により通達等を発出する。

なお、同連名通達等には、次の協力・支援内容等を盛り込むことが考えられる。

- 保護司適任者に関する情報提供等、保護司の委嘱手続への参画
(略)

(3) 関係機関・団体、地域住民に対する広報の強化

- 地方公共団体に加え、関係機関・団体、地域住民に保護司活動の内容や意義について理解してもらうため、保護観察所と保護司会が各種方策に取り組むことが必要である。

地域に根ざした保護司活動を効果的に進めるためには、地方公共団体に加え、関係機関・団体、地域住民に保護司活動の内容や意義について理解してもらうことが重要である。保護観察所及び保護司会は、次のような方策について取り組み、地域から保護司が見えるようにすることが必要である。

ア 地元マスメディアに対して積極的に情報提供し、記事掲載を推進する。

イ・ウ (略)

エ “社会を明るくする運動”の充実を図り、安全・安心な社会づくりを推進する。

オ～ク (略)

(4) (略)

(注) 下線は当省が付した。

資料⑨ 保護司の安定的確保に関する基本的指針（平成 26 年 3 月）（抄）

第 3 保護司の安定的確保の方策

国及び保護司組織は、保護司会の自主性や独自性に十分配慮し、第 2 を踏まえた上で、次に掲げる方策に取り組むものとする。ただし、保護司会が自ら取り組む方策については、個別事情に即したものを選択する。

1 保護司適任者の確保について

(1)・(2) (略)

(3) 組織的な人材情報の収集【国、保護司組織】

これまで行われてきた保護司の持つ地域ネットワークを生かした後任者の確保のほか、その地域で必要な人材の具体的な情報を持っていると思われる者を構成員とする保護司候補者検討協議会の柔軟な開催や、地方公共団体や業界団体を始めとする各種機関・団体等への人材情報の提供依頼を組織的に行うこと。

(4) 保護司の身分を有さない人たちによる支援【国、保護司組織】

保護司を退任した人や、現時点では都合により直ちに保護司になることができない人等を保護司会の協力者として受け入れ、保護司会の行う活動、例えば犯罪予防活動や社会貢献運動等の地域での活動についての支援を得るための方策を検討すること。

2 経験年数の少ない保護司に対する支援について

(1) 保護司の相談支援体制の充実【国、保護司組織】

経験年数の少ない保護司、特に新任保護司は、保護司活動全般について様々な不安を感じていることが多いことから、それに配慮した相談支援体制の充実を図ることが重要であるので、以下の事項に配慮すること。

① 保護観察所は、経験年数の少ない保護司の不安や悩みを速やかに解消するため、その活動状況や心情の把握に努めるとともに、当該保護司の活動に係る不安等について気軽に相談できるよう積極的に促すこと。

具体的には、定期駐在や定例研修等の機会に、経験年数の少ない保護司の相談に応じる場を積極的に設けることや、保護観察事件等を担当している保護司から報告書が提出された機会を利用して、きめ細やかな助言等を行うことなどが考えられる。

② 保護司会においても、例えば、相談に応じる保護司をあらかじめ指定するなどして、経験年数の少ない保護司を組織的に支える体制を構築すること。

③ 保護司会は、新任保護司が保護司会の組織的活動について理解を深めた上で活動に従事できるよう、組織の構成や機能別専門部会のほか、所属する部会における当該保護司の役割等について、丁寧に説明すること。

④ 保護司会は、経験年数の少ない保護司がやりがいと充実感を持って活動できるよう、保護司会の内部において適当な役割を与えることにも配慮すること。

⑤ 国は、保護司の能力開発の観点から適切な研修の在り方について検討すること。

(2) 保護観察対象者と早期に関わる機会の確保【保護観察所】

保護観察対象者の更生を直接支援することが多くの保護司のやりがいの源になっていることから、保護観察対象者の特性等を勘案した上で、以下の事項に配慮すること。

① 経験年数が少ない保護司が、できるだけ早期に保護観察事件又は生活環境調整事件を担当できるように努めること。

② そのための方策として、当該保護司の希望やニーズ及び事件の内容等を検討して、必要に応じて複数担当制も活用すること。

③ (略)

(3) (略)

3 効果的かつ効率的な保護司活動のための取組について

(1) 保護司会運営及び保護司の組織的活動の効率化【国、保護司組織】

①・② (略)

③ 保護司会は、個々の保護司が持つ悩みや情報を共有できるよう、例えば、年齢別、性別、委嘱年別等の横断的な交流の場を設けるなど、保護司同士の交流の活発化に努めること。

④・⑤ (略)

(2) 保護司活動に対する支援強化の観点からの保護観察官の育成等【国】

① (略)

② 保護観察所は、保護観察事件等の担当保護司に対する支援等を適切に行うこと。

保護司にとって、特に保護観察事件等を担当することがやりがいの源になっていることから、保護観察所は、個々の保護司の状況や保護観察対象者等とのマッチングに配慮しつつも、できるだけ多くの保護司が保護観察事件等を担当できるようにすること。

(3)～(5) (略)

4 保護司活動の広報啓発について【国、保護司組織】

地域住民や地方公共団体を始めとする多くの者から活動について理解されることは、保護司活動を続けていく意欲や、保護司活動への新たな参画者を得ることにもつながることから、広報啓発活動に一層取り組むこと。

① 地域レベル（地方公共団体の広報誌、地元ケーブルテレビ、地域情報誌（ミニコミ紙）等）から全国的なものまで幅広く、様々な広報媒体を活用して、保護司活動の重要性や魅力について、機会を捉えて広報するよう努めること。

② 平素の犯罪予防活動等の場面を捉えて、保護司活動を地域住民に理解してもらうよう努めること。

5 (略)

(注) 下線は本省が付した。

資料⑩ 保護司の安定的確保に関する基本的指針【改訂版】（平成31年3月）（抄）

第2 指針の基本的な考え方

1 働いている世代を始めとした比較的若い年齢層にある人に保護司になってもらえるよう、実効性のある取組を推進すること

保護司制度を将来にわたって維持・発展させていくため、働いている世代を始めとした若い年齢層にある人を保護司に取り込む取組を一層強化する必要がある、その目的に沿った人材情報の組織的な収集や、広報啓発活動の充実、保護司活動に参画することへの抵抗感の低減を図るための取組等を効果的に行うことが重要である。

2・3 (略)

第3 保護司の安定的確保の方策

国及び保護司組織は、保護司会の自主性や独自性に十分配慮し、第2を踏まえた上で、次に掲げる方策に取り組むものとする。ただし、保護司会が自ら取り組む方策については、個別事情に即したものを選択する。

1 保護司適任者の確保について

保護司の活動は、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援する活動と、犯罪や非行を防止する活動を両輪としており、これらの活動に取り組むためには、安全・安心な地域作りにかける熱意や使命感をもった地域における信頼や豊富な社会経験を有する人物が保護司として適任であると考えられる。こうした認識の下、保護司適任者の確保に向けて以下の方策に取り組むこととする。

(1)・(2) (略)

(3) 組織的な人材情報の収集【国、保護司組織】

これまで行われてきた保護司の持つ地域ネットワークを生かした後任者の確保が、地域の人間関係の希薄化等を背景に困難化しつつあることから、こうした保護司個人の人脈を生かした人材情報の収集に加え、その地域で必要な人材の具体的な情報を持っていると思われる人を構成員とする保護司候補者検討協議会を積極的に設置・運営すること。

保護司候補者検討協議会の開催に当たっては、協議会委員に同協議会の趣旨をよく理解してもらい、協議会委員の構成の見直しや、確保重点区域を定めるなどの工夫をすることにより、より有用な人材情報を収集するとともに、こうした情報が実際に保護司の委嘱につながるよう努めること。

また、国の機関や業界団体を始めとする各種機関・団体等への人材情報の提供依頼を様々な機会を捉えて組織的かつ積極的に行うこと。

(4) 地方公共団体との協力の推進【国、保護司組織】

保護司は地域の安全・安心の確保に重要な役割を果たしていることを踏まえ、再犯防止施策の計画策定や実施等の機会を通じて、地方公共団体との協力関係を一層推進し、地方再犯防止推進計画に、保護司活動に対する支援が盛り込まれるよう働き掛けるとともに、地方公共団体から地方公共団体の職員も含めた保護司適任者に関する人材情報が得られるよう努めること。

(5) 保護司活動を体験するための取組の推進【国、保護司組織】

保護司活動インターンシップに積極的に取り組み、幅広い年齢層や多様な職種の人に参加を働き掛けるとともに、参加者に対して継続的かつきめ細かく情報提供を行ったり、理解を求めることで、保護司適任者確保につなげるよう努めること。あわせて、その際、好事例の共有や実施に関するマニュアルを作成するなど、実施主体である保護司会に対して必要な支援を講じること。

(6) 保護司を退任した人たちによる支援【国、保護司組織】

保護司を退任した人たちに保護司会の協力者になっていただき、保護司を退任した人たちが有する保護司適任者に関する人材情報を有効に収集し活用したり、保護司としての豊富な経験や思いを次世代に引き継ぐための取組を推進すること。

(7) 新たに保護司に委嘱される際の年齢制限に関する検討【国】

保護司適任者の確保に当たっては、(中略)国は、新たに保護司となる際の委嘱時の上限年齢について、引き続き、保護司組織と十分協議し検討すること。なお、検討に当たっては、原則 66 歳以下とされている現行の上限年齢^(注)は維持しつつも、その例外の運用に当たっては、保護司活動を充実させる上で特に必要な人材である等の事情を考慮した弾力的なものとするよう留意すること。

(注) 例外的に、更生保護法人役員等で専門的な知識及び技能を有する者を保護司に推薦する必要があるなど、これによることができない特別の事情がある場合には、66 歳を超えて委嘱することができることとされている。

2 保護司の活動意欲の尊重について【国、保護司組織】

保護司を安定的に確保していくためには、退任した後も含めた保護司の個々の意欲や善意が尊重され、名誉や誇りを持って活躍できる環境を整えることが重要である。そのため、以下について検討すること。

- ① 保護司組織は、保護司を退任した人たちの意見も踏まえながら、長く保護司活動に従事し退任した人たちが、その意欲や経験を活かし、名誉と誇りを持って継続的に活躍できるよう、保護司を退任した後の適切な名称を設定するなどして、これらの活動の位置付けの明確化を図ること。
- ② 現行では、委嘱日と誕生日の関係で、保護司の年齢制限による退任時期に最大約 2 年の差が生じていることへの不公平感を解消するための方策を講じること。
- ③ 国は、上記①、②の取組の状況を踏まえつつ、76 歳未満とされている現行の再任時の上限年齢の引き上げについて、恣意的な運用はなされるべきではないこと、保護司会の活性化を損な

うことのないよう配慮すべきであること等の保護司が有する懸念に配慮しつつ、引き続き保護司組織と十分協議すること。

3 経験年数の少ない保護司に対する支援について

(1) 保護司の相談支援体制の充実【国、保護司組織】

経験年数の少ない保護司、特に新任保護司は、保護司活動全般について様々な不安を感じていることが多いことから、それに配慮した相談支援体制の充実を図ることが重要であるので、以下の事項に配慮すること。

① (略)

② 保護司会においても、例えば、相談に応じる保護司をあらかじめ指定するほか、更生保護サポートセンターを有効に活用したり、保護司を退任した人から助言を得られる機会を設定するなどして、経験年数の少ない保護司を組織的に支える体制を構築すること。

③・④ (略)

⑤ 国は、保護司の能力開発が、国が行う保護司に対する研修のほか、保護司相互の研さん活動によっても行われていることを踏まえ、適切な研修の在り方や、保護司の研さん活動を一層充実させるための支援の在り方について検討すること。

なお、検討に当たっては、処遇活動だけでなく、地域活動も研修内容に含めることについても考慮すること。

⑥ 国は、経験年数の少ない保護司に対する組織的な支援を更に促進するため、更生保護サポートセンターを拡充すること。また、保護司会は更生保護サポートセンターを積極的に活用し、その機能の1つである経験年数の少ない保護司に対する相談支援等に努めること。

(2) 保護観察対象者等と早期に関わる機会の確保【保護観察所】

保護観察対象者の更生を直接支援することが多くの保護司のやりがいの源になっていることから、保護観察対象者の特性等を勘案した上で、以下の事項に配慮すること。

① 経験年数が少ない保護司が、できるだけ早期に保護観察事件又は生活環境調整事件を担当できるように努めること。

② そのための方策として、当該保護司の希望やニーズ及び事件の内容等を検討した上で、複数担当制を積極的に活用し、特に、経験年数の少ない保護司が初めて事件を担当する際は、原則として複数担当を検討すること。

③ (略)

4 保護司の個々の事情に応じた適正な活動量及び活動内容等への配慮について【国、保護司会】

就業している、家族の介護をしているなど保護司活動に充てられる時間が限られている保護司もいることから、様々な事情をもつ保護司が、委嘱後長く活動ができるようにするため、個々の保護司の意向や事情を十分把握した上で、以下の取組を進めて保護司活動をしやすい環境の整備に努めること。

① (略)

② 保護司研修の開催に当たっては、保護司が有する個々の事情について十分に配慮し、例えば夜間の実施や平日以外の実施について積極的に検討すること。

③ (略)

5 効果的かつ効率的な保護司活動のための取組について

(1) (略)

(2) 保護司活動に対する支援の強化【国】

① (略)

② 国は、保護観察事件等の担当保護司に対する支援等を適切に行うこと。

保護司にとって、特に保護観察事件等を担当することがやりがいの源になっていることから、保護観察所は、個々の保護司の状況や保護観察対象者等とのマッチングに配慮しつつも、できるだけ多くの保護司が保護観察事件等を担当できるようにすること。

(中略)

加えて、国は、保護司の活動環境の整備の観点から、情報管理を十分徹底の上、保護観察経過報告書等のペーパーレス化、タブレットその他情報技術の活用等について検討すること。

(3)～(6) (略)

6 保護司活動の広報啓発について【国、保護司組織】

地域住民や地方公共団体を始めとする多くの人々から活動について理解されることは、保護司活動を続けていく意欲や、保護司活動への新たな参画者を得ることにもつながることから、広報啓発活動に一層取り組むこと。

① 地域レベルから全国的なものまで幅広く、地方公共団体の広報紙や保護司会機関紙、マスメディア、SNS等を含めた様々な広報媒体を活用して、保護司活動の重要性や魅力について、機会を捉えて広報するよう努めること。その際は、保護司の適任者確保に向け、幅広い年齢層や多様な職業分野にある人たちに情報発信を行うとともに、特に必要となる人材に応じた戦略的な適任者確保となるようそれぞれの興味や関心を引き付ける工夫をすること。

② “社会を明るくする運動”行事等の機会や、平素の犯罪予防活動等の場面を捉えて、保護司活動を地域住民に理解してもらうよう努めること。

7 (略)

(注) 下線は当省が付した。

資料⑪ 保護司の安定的確保のための10のアクションプラン

保護司の安定的確保のための 10のアクションプラン

「保護司の安定的確保に関する基本的指針」(平成31年3月)の着実な実施に向けて、国及び保護司組織は以下の取組を重点的に推進します。

○ 保護司のなり手を安定的に確保するために

1

「保護司候補者検討協議会」や「保護司活動インターンシップ」を積極的に運用し、好事例を共有するなどしてその実効性を高めます。

2

地方公共団体職員の保護司への就任や保護司適任者に関する人材情報が得られるよう、地方公共団体との連携を一層強化します。

3

保護司として必要な人材の年齢層や職種に応じた戦略的な広報に努めます。

○ やりがいを感じ、長く、活発に続けられるために

4

更生保護サポートセンターを有効に活用し、経験年数の少ない保護司への支援や保護司の研さん活動のための環境を整えます。

5

保護司活動に係る不安や悩みについて、保護観察官に気軽に相談でき、保護観察官からきめ細かな助言等を得られる環境を整えます。

6

保護司の個々の事情にできる限り配慮し、保護司研修の夜間・休日実施や、保護司活動に対する職場の理解を得るための取組について検討します。

7

長く保護司活動に従事した人たちが退任時期について不公平感を抱かない仕組みや、退任後も誇りを持って活動できるような環境を整備することについて検討します。

○ 保護司活動を効果的かつ効率的に行うために

8

保護司会において、その運営に携わる保護司を育成し、また、犯罪予防活動等の組織活動により多くの保護司が関与できるように配慮します。

9

できるだけ多くの保護司に事件担当を経験してもらえるよう配慮するとともに、保護司会に対し適切な支援を行うことができる保護観察官の育成や、保護司会の経理処理の合理化のために必要な措置を講じます。

10

更生保護女性会、BBS会、協力雇用主等の更生保護関係者とより一層一体的な活動を展開します。

(注) 法務省の資料による。

資料⑫ 保護司活動に対する御理解・御協力について（依頼）（平成 26 年 6 月 30 日付け総行政第 107 号・法務省保更第 72 号総務省地域力創造審議官・法務省保護局長通知）（抄）

（略）

しかし、近年、保護司のなり手不足が深刻化するとともに、保護司活動に対する地域の方々からの協力も得られにくくなるなど、保護司の負担も大きくなっております。このため、法務省においても保護司活動を支援する諸施策の充実を図っているところですが、地方公共団体におかれましても、安全・安心なまちづくりを推進する観点から保護司活動に対する一層の御理解・御協力をいただきたく、お願い申し上げます。

つきましては、保護観察所（法務省の出先機関）や各地域の保護司会から、地域における保護司活動の実情等を踏まえて、下記の事項について、御説明させていただくとともに、可能な限り御協力を賜りたく考えておりますので、格別の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 保護司候補者に関する情報提供等

従来、保護司の人材は保護司の個人的な人脈を通じて確保してきましたが、近年、そうした地縁関係による確保が困難化し、保護司人員の減少傾向が続いていることから、地方公共団体が有している保護司適任者に関する人材情報の提供等の相談に応じいただき可能な範囲で協力いただきたいこと。

2 更生保護サポートセンターの設置場所の確保等に係る便宜供与

更生保護サポートセンターの設置場所の確保等に係る便宜供与保護司の地域における活動拠点として各地に更生保護サポートセンターの設置を進めているところですが、多くの保護司会においては、設置場所の確保等に苦慮しているところであり、地方公共団体所管の施設・設備の貸与等に関する便宜供与について御配慮いただきたいこと。

なお、法務省において、更生保護サポートセンターの維持運営に関する経費については予算措置しています。

3 保護観察対象者等の社会復帰支援についての連携

保護観察対象者等の再犯防止のためには、安定した住居や就労先の確保が重要であり、また、高齢・障害者、薬物事犯者等の複雑・困難な問題を抱える対象者も増加していることから、住居や就労先の確保、福祉サービスの調整等の支援を地方公共団体所管の関係機関、施設等と連携して実施することについて相談に応じいただきたいこと。

4 職員に保護司活動等について説明する機会の提供

現状では、保護司活動が十分に知られていないこともあり、地方公共団体との安定的な関係作りに苦慮している保護司が少なくないことから、職員研修や各種会議等の場において、保護司活動に関する研修の機会を提供いただきたいこと。

5 広報誌やホームページへの保護司紹介記事の掲載

保護司活動には地域住民の理解と協力が不可欠であることから、例えば、地方公共団体の広報誌やホームページを活用するなどし、地域住民に保護司活動を周知する機会を提供いただきたいこと。

（注）下線は当省が付した。

資料⑬ 再犯防止対策の推進に向けた保護司活動に対する一層の御理解・御協力について（依頼）（令和元年 5 月 8 日付け総行政第 4 号・法務省保更第 1 号総務省地域力創造審議官・法務省保護局長通知）（抄）

（略）

つきましては、地方公共団体におかれましても、地域の再犯防止を推進する観点から、保護観察所

(法務省の出先機関)や各地域の保護司会による下記の取組について、一層の御理解・御協力を賜りたく考えておりますので、格別の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 保護司の人材確保について

保護司数は、直近10年間で約1,700人減少するなど、なり手不足が深刻化しており、法務省においては平成26年に策定された「保護司の安定的確保に関する基本的指針」の取組内容を見直すとともに、「保護司を安定的に確保するための10のアクションプラン」を策定し、保護司適任者の確保に努めているところです。地方公共団体におかれても、保護司が地域にとっての安全・安心に大きな役割を果たしているという観点から、地方公共団体の職員の保護司への就任、保護司適任者に関する情報提供等、再犯防止推進計画(II)の第6の1(2)①)の趣旨を踏まえた保護司適任者確保の取組への協力を行っていただきたいこと。

2 更生保護サポートセンターの設置場所の確保等について

更生保護サポートセンターは、保護司を始めとした更生保護ボランティアの地域における活動拠点として全国各地に設置され、公的施設内に設置されることにより学校、福祉・医療機関等の地域の関係機関との連携がより深まっています。このように、更生保護サポートセンターは地域にとっての安全・安心の拠点となっているものの、設置保護司会の中には、設置場所の確保等に苦慮し、民間物件を使用している保護司会もあることから、地元の保護司会からの依頼等に応じて、地方公共団体所管の施設・設備の貸与等について一層の便宜を図っていただきたいこと。

(注) 下線は当省が付した。

【保護司活動に対する指導・支援に関する取組(3-(1))共通】

資料⑭ 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則(平成20年法務省令第28号)(抄)

第三章 保護観察

第一節 通則

第一款 保護観察実施上の基本的事項

(処遇の方針)

第四十一条 (略)

2 法第五十八条(法第八十八条の規定によりその例によることとされる場合及び売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する補導援護(以下「補導援護」という。)は、保護観察対象者の性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、住居、就業又は通学に係る生活環境等を考慮し、保護観察対象者が自立した生活を営むことができるようにする上での困難の程度を的確に把握し、これに基づき、その自助の責任を踏まえつつ、法第五十八条各号に掲げる方法のうち適当と認められるものによって、必要かつ相当な限度において行うものとする。

3 (略)

(保護観察官及び保護司の指名)

第四十三条 保護観察所の長は、保護観察を実施するときは、当該保護観察を担当する保護観察官を指名し、その者に前条第一項本文及び第二項の規定による実施計画の作成及び見直し並びに指導監督及び補導援護を行わせるものとする。

2 保護観察所の長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、保護観察官と協働して指導監督及び補導援護を行う保護司を指名するものとする。

3 保護観察所の長は、前二項の場合において、特に必要があると認めるときは、複数の保護観察官

又は保護司を指名することができる。

- 4 保護観察所の長は、前二項の規定により保護司を指名したときは、指導監督及び補導援護を行うことに関し、保護司に過重な負担とならないよう、保護司に対して十分に指導及び助言を行うとともに、第一項の保護観察官をして保護司との緊密な連絡を保たせるものとする。

第二款 住居の届出及び転居又は旅行の許可

(転居後の住居又は旅行先の調査)

第四十七条 保護観察所の長は、前条の規定による申請を受けた場合において、必要があると認めるときは、同条第二号の転居後の住居又は旅行先の生活環境等について、調査を行うものとする。

- 2 前項の保護観察所の長は、同項の転居後の住居の所在地又は旅行先を管轄する他の保護観察所の長に対し、同項の規定による調査に関する事務を嘱託することができる。

第五款 補導援護

(就労のための補導援護)

第五十六条 保護観察所の長は、法第五十八条第三号に掲げる方法により補導援護を行うに当たっては、保護観察対象者の就労意欲を喚起し、就労に必要な態度及び技能が習得され、就労の習慣が定着するよう助言その他の措置をとるものとする。

- 2 保護観察所の長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、保護観察対象者の就労意欲、職業能力、年齢、経歴、心身の状況、生活の計画等を勘案し、職業訓練を実施するものとする。

- 3 保護観察所の長は、前二項に規定する補導援護を行うに当たっては、公共職業安定所との連携協力を努めるものとする。

第四章 生活環境の調整

(生活環境の調整の計画並びに保護観察官及び保護司の指名)

第一百十一条 第四十二条及び第四十三条の規定は、法第八十二条第一項、法第八十三条及び売春防止法第二十四条第一項の規定による生活環境の調整について準用する。この場合において、第四十二条第一項中「処遇の目標並びに指導監督及び補導援護の方法並びにとるべき措置」とあるのは「調整を要する事項及び行うべき調整」と、「とるべき措置」とあるのは「行うべき調整」と、第四十三条第一項、第二項及び第四項中「指導監督及び補導援護」とあるのは「生活環境の調整」と読み替えるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑮ 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程(平成20年4月23日付け法務省保観訓第261号法務大臣訓令)(抄)

(担当保護司による保護観察の経過等の報告)

第40条 担当保護司は、月ごとに、保護観察所の長に対し、書面により、保護観察対象者に対して行った指導監督及び補導援護の内容、保護観察対象者の遵守事項の遵守の状況及び生活態度等について報告するものとする。ただし、当該保護観察対象者が、法第70条第1項の規定により保護観察を一時的に解除されているとき、法第77条第1項の規定により保護観察を停止されているとき、刑法第25条の2第2項又は第27条の3第2項(薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第4条第2項において準用する場合を含む。)の規定により保護観察を仮に解除されているときその他保護観察所の長が報告を要しないものと認めるときは、この限りでない。

- 2 担当保護司は、前項の規定によるほか、保護観察対象者について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、速やかに、保護観察所の長に対し、書面により、その旨及びその内容を報告するものとする。ただし、急速を要するときは、電話その他の適当な方法によることができる。

- (1) 無断で転居し、又は所在が不明となったとき。
- (2) 犯罪又は非行に結び付くおそれのある行動を認めたとき。
- (3) 遵守事項を遵守しなかったと認めるとき(その程度が軽微な場合を除く。)

(4) 死亡したとき。

(5) その他保護観察の実施に重大な支障が生じたとき。

3 主任官は、前2項の報告について、規則第42条第2項の規定による実施計画の見直し、保護観察対象者に対する指示、担当保護司に対する指導及び助言その他の必要な措置をとるものとする。

(所在調査)

第41条 保護観察所の長は、保護観察対象者について、法第50条第1項第4号（売春防止法第26条第2項において準用する場合を含む。）に規定する住居に居住していないこと（法第51条第2項第5号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合には、当該場所に宿泊していないこと）を認めるとき（その居住地を把握している場合を除く。）は、主任官をして、その所在の調査を行わせるものとする。

2 前項の規定による調査は、保護観察対象者の引受人等、家族その他の関係人から必要な情報の提供を求めること、関係機関に対し必要な協力を求めることその他の方法により、継続的に行うものとする。

3 保護観察所の長は、必要があると認めるときは、保護司をして、第1項の調査を補助させるものとする。

4 前項の規定により調査を行った保護司は、保護観察所の長に対し、書面により、当該調査の内容及びその結果について報告するものとする。ただし、当該調査の結果、保護観察対象者の所在の判明に結び付く事実を把握したときは、速やかに、電話その他の適当な方法により、その旨を報告するものとする。

5 (略)

(転居後の住居又は旅行先の調査)

第47条 保護観察所の長は、必要があると認めるときは、保護司をして、規則第47条第1項の規定による調査を補助させるものとする。

2 前項の規定により調査を行った保護司は、保護観察所の長に対し、書面により、当該調査の内容及びその結果について報告するものとする。

3・4 (略)

(生活環境調整担当保護司による生活環境の調整の報告)

第152条 収容中の生活環境調整を行う生活環境調整担当保護司は、必要な調整を速やかに行い、保護観察所の長に対し、生活環境調整報告書（甲）（様式第103号）により、収容中の生活環境調整の状況を報告するものとする。ただし、生活環境調整対象者の帰住予定地が更生保護施設その他の施設であるときは、生活環境調整報告書（乙）（様式第104号）によるものとする。

2 収容中の生活環境調整を行う生活環境調整担当保護司は、前項の報告をした後において、生活環境調整対象者の生活環境に著しい変動が生じたとき、又は保護観察所の長から求められたときは、保護観察所の長に対し、生活環境調整追報告書（様式第105号）により、収容中の生活環境調整の状況を報告するものとする。ただし、生活環境調整対象者の帰住予定地が更生保護施設その他の施設であるときは、生活環境調整報告書（乙）によるものとする。

3 収容中の生活環境調整を行う生活環境調整担当保護司は、生活環境調整対象者と面接したときは、保護観察所の長に対し、生活環境調整面接状況報告書（様式第106号）により、面接の状況を報告するものとする。

4 収容中の生活環境調整を行う生活環境調整主任官は、前3項の報告について、生活環境の調整の計画の見直し、生活環境調整対象者との面接、収容中の生活環境調整を行う生活環境調整担当保護司に対する指導及び助言その他の必要な措置をとるものとする。

(裁判確定前の生活環境調整の手続)

第158条 裁判確定前の生活環境調整を行う生活環境調整担当保護司は、必要な調整を速やかに行い、保護観察所の長に対し、書面により、裁判確定前の生活環境調整の状況を報告するものとする。

2 裁判確定前の生活環境調整を行う生活環境調整主任官は、前項の報告について、生活環境の調整

の計画の見直し、生活環境調整対象者との面接、裁判確定前の生活環境調整を行う生活環境調整担当保護司に対する指導及び助言その他の必要な措置をとるものとする。

3 (略)

(保護司に対する通知等)

第167条 保護観察所の長は、前条第3項の場合において、同項の保護観察官と協働して法第88条の規定による指導監督又は補導援護の措置をとらせる保護司を指名するときは、当該保護司に対し、書面により、その旨を通知するものとする。

2 (略)

3 第1項の保護司は、月ごとに、保護観察所の長に対し、書面により、刑の執行停止中の者に対してとった指導監督及び補導援護の措置について報告するものとする。

4 前条第3項の保護観察官は、前項の報告について、必要な措置をとるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑯ 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について (依命通達) (平成20年5月9日付け法務省保観第325号法務省矯正局長・法務省保護局長依命通達) (抄)

第4 保護観察

1 保護観察実施上の基本的事項

(1)～(7) (略)

(8) 主任官と担当保護司の協働

ア 事務規程第40条第1項に規定する書面は、保護観察経過報告書(甲)(別紙様式18)とする。(略)

イ～キ (略)

(9)～(12) (略)

2 (略)

3 転居又は旅行の許可

(1) (略)

(2) 転居後の住居等の調査

ア・イ (略)

ウ 保護観察所の長は、保護司をして、規則第47条第1項の規定による調査を補助させるときは、当該保護司に対し、転居又は旅行先に関する調査依頼書(別紙様式33)及び当該調査に必要な資料を交付するものとする。

エ (略)

オ ウの保護司が調査の結果を報告する場合の書面は、転居又は旅行先に関する調査結果報告書(別紙様式34)とする。

カ (略)

(3)～(5) (略)

4・5 (略)

6 補導援護及び応急の救護

(1) 補導援護

ア (略)

イ 補導援護の方法

(ア) 法第58条第1号に掲げる方法による補導援護は、改善更生に適した住居に居住するよう助言すること、住居を確保するため必要な手続をとることを助けること、同居可能な家族等と連絡をとらせること、帰住の方法について教示すること、帰住に同行すること等に

より行うものとする。

(イ) (略)

(ウ) 同条第3号に掲げる方法による補導援護は、規則第56条第1項及び第2項に規定する方法によるほか、就労に関する情報を提供すること、公共職業安定所の利用を促すこと等により行うものとする。

(エ) (略)

(オ) 同条第5号に掲げる方法による補導援護は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する保護施設その他の施設への入所をあっせんすること、保護観察対象者の改善更生を助けることについて家族その他の関係人の理解及び協力を求めること、公共職業安定所に対し就労支援又は職業紹介を依頼すること、保護観察対象者の改善更生に協力する事業主に雇用又はその継続を依頼すること、通学を継続できるよう学校に対し理解及び協力を求めること、医療機関に対し必要な診察又は治療を依頼すること、同法第11条第1項各号に掲げる保護を受けられるようあっせんすること等により行うものとする。

(カ)・(キ) (略)

(2)・(3) (略)

7～9 (略)

10 良好措置

(1) 保護観察の解除及び一時解除

ア (略)

イ 保護観察の一時解除期間中における調査等

(ア) 保護観察所の長は、規則第84条第1項の規定による調査を保護司をして行わせるときは、一時解除・仮解除中の状況の調査依頼書（別紙様式53）に、当該調査に必要な資料を添付して依頼するものとする。

(イ) (略)

(ウ) (ア)による依頼を受けた保護司が調査の結果を報告する場合の書面は、一時解除・仮解除中の状況の調査結果報告書（別紙様式54）とする。

(エ) (略)

ウ (略)

(2)～(4) (略)

(注) 下線は当省が付した。

【担当保護司の複数指名（3-(1)-ア-(イ)関係】

資料⑰ 保護観察等における担当保護司の複数指名について（通知）（平成25年4月26日付け法務省保観第42号法務省保護局観察課長通知）（抄）

1 複数指名を積極的に検討する事案等

(1) 複数指名を積極的に検討する事案としては、例えば、次のようなものが考えられること。

ア 比較的問題が少ない事案であっても、経験年数の短い又は保護観察等の担当経験の少ない保護司と、保護観察等の担当経験が豊富な保護司との複数指名をすることにより、経験の少ない保護司が、一定の経験を有する保護司から、保護観察や生活環境の調整の具体的な進め方や処遇技術等について学ぶ機会を作る。

イ 保護観察対象者とその家族等との関係の調整が必要な事案において、保護観察対象者とその家族等に対する面接等をそれぞれ主に行う役割を分担し、情報を共有しながら処遇を行う。

ウ 学校や福祉機関等の関係機関との連絡調整が必要な事案において、保護観察対象者やその家族又は生活環境調整対象者に係る引受人等に対する面接を主に担当する保護司と、関係機関との連絡調整を主に担当する保護司という役割分担をし、情報を共有しながら処遇を行う。

エ 性別の異なる保護司を複数指名し、保護観察対象者やその家族等の心情に配慮しながら、各担当保護司が適宜役割分担をして接触を図る。

オ 保護観察対象者又はその家族等から頻繁に相談が寄せられるなど対応の負担が大きい事案において、複数指名をすることにより保護司の負担の軽減を図る。

カ 保護観察期間が長期間に及ぶなど、保護観察期間中に担当変更が見込まれる事案において、一定期間、複数指名をすることによって円滑な担当変更を図る。

(2) 複数指名をする場合においては、指名する保護司の希望やニーズ等を十分考慮すること。保護司が希望する場合には、複数指名を不相当とする特段の事情がない限り、複数指名を積極的に検討すること。

(3) 複数指名をする場合においては、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について（平成20年5月9日付け法務省保観第325号矯正局長、保護局長依命通達。以下「運用通達」という。）第4の1の（7）のウにより、主任官をして、それぞれの担当保護司に対し、複数の保護司を指名した理由等について説明させることとされているところ、複数指名の理由、各担当保護司の役割について保護観察の実施計画又は生活環境調整の計画で明らかにするとともに、保護観察担当通知書又は生活環境調整担当通知書にも記載し、各担当保護司に伝えること。

(4) 保護観察等の対象者及びその関係人に対し、複数指名における各担当保護司の役割等について、主任官及び担当保護司に説明させるなどして、その理解を得るよう努めること。

(注) 下線は当省が付した。

【保護観察官・先輩保護司等のサポート（3-(1)-ア-(ウ) 関係】

資料⑱ 保護観察対象者の来訪の確保について（通知）（令和元年7月9日付け法務省保観第26号法務省保護局観察課長通知）（抄）

2 保護観察期間中の措置

(3) 更生保護サポートセンター等における定期駐在や、地域別定例研修等の機会に、保護司が気軽に保護観察官に相談できる場を積極的に設けるなど、保護司に対する相談支援体制の充実に一層努めること。

【保護観察対象者との面接場所の確保支援（3-(1)-イ-(7) 関係】

資料⑲ 更生保護サポートセンターを活用した更生保護活動の促進について（通達）（平成23年3月25日付け法務省保更第108号法務省保護局長通達）（抄）

3 サポートセンターの設置場所等

(1) サポートセンターは、地方公共団体の協力を得るなどして、地域における関係機関・団体及び地域住民との連携の促進に資する場所に設置する。

(2) サポートセンターは、原則として、公的な建物等に常時専有できる事務室を確保し、保護観察対象者等との面接室及び会議室等を備えるものとする。

資料⑳ 更生保護サポートセンターの設置・運営に係る留意点について（通知）（平成24年4月6日付け法務省保更第37号法務省保護局更生保護振興課長通知）（抄）

3 サポートセンターに対する保護観察所等の支援について

地方更生保護委員会及び保護観察所の長は、サポートセンターの活動が充実するよう支援体制を整えるとともに、設置保護司会等に対し、次の点に配慮すること。

(1) 設置保護司会同士の情報交換、視察等の相互交流の促進等

(2) 企画調整保護司の育成

- (3) 更生保護関係団体との連携推進
- (4) サポートセンターを設置していない保護司会に対する設置保護司会の状況等に関する情報提供

(注) 下線は当省が付した。

資料⑳ 保護司実費弁償金支給規則の運用について（通達）（平成 27 年 4 月 9 日付け法務省保総第 141 号法務省大臣官房会計課長・保護局長通達）（抄）

3 支給費目

(10) 保護司組織活動費

保護司組織活動費は、保護司会連合会又は保護司会が保護司組織活動を実施したときに、次のアからウまでのとおり支給すること。

ア 保護司会連合会活動費並びに保護司会活動費のうち、保護司会運営経費及び更生保護サポートセンター運営経費について

別表第 3 に定める支給対象項目に掲げる費用を支給する。

イ・ウ (略)

別表 3

2 更生保護サポートセンター運営経費

対象範囲

更生保護サポートセンターを運営するための事務所附帯経費等を対象とし、次の支給対象項目に限る。

分類	支給対象項目
庁費の類	① <u>事務所光熱水料等</u>
	② <u>事務所維持管理費</u>
	③ <u>執務用品費</u>
	④ <u>通信運搬費（電話料に限る。）</u>
	⑤ <u>雑役務費</u>
	⑥ <u>事務所借料</u>

(注) 下線は当省が付した。

資料㉑ 保護司実費弁償金支給規則の運用細則について（通知）（平成 27 年 4 月 9 日付け法務省保総第 142 号法務省保護局総務課長通知）（抄）

7 保護司組織活動費関係

(5) 支給限度額

イ 保護司会活動費

保護司会毎に次の（ア）から（ウ）までのとおり年間支給限度額を設ける。なお、（ア）については、保護司会運営経費、保護司会が主体となって実施した会議・研修及び行事实施経費を合計した全体での支給限度額であり、経費ごとの支給限度額は設けないこととする。

（ア）・（イ） (略)

（ウ）更生保護サポートセンター運営経費

更生保護サポートセンターを設置する保護司会にあつては、1 更生保護サポートセンター当たり 300,000 円（事務所借料分を除く。）

ウ 支給限度額の調整

保護司会連合会及び保護司会の活動状況に応じ、各地方更生保護委員会の管内における保護司会連合会活動費及び保護司会活動費のそれぞれの支給限度額の範囲内において、保護司会連

合会間及び保護司会間の調整をすることができる。なお、更生保護サポートセンター運営経費については、更生保護サポートセンターの運営に著しい支障が生じる場合に限り、上記イ（ウ）に定める支給限度額に加え、300,000円を上限に、管内の保護司会の運営に支障の生じない範囲において保護司会活動費から支給することができることとする。

資料⑳ 更生保護サポートセンター運営の手引き（平成30年3月版）（抄）

2 更生保護サポートセンターの機能

サポートセンターは地域における更生保護の拠点として、次のような機能を有しています。

- (1) 保護観察、生活環境の調整等の処遇活動に対する支援
 - ア 面接場所の提供
 - イ 新任保護司を始めとする保護司の処遇活動に関する相談への対応
 - ウ 保護司同士による処遇協議、情報交換の企画・運営
 - エ 協力雇用主の確保
- (2) 地域の関係機関・団体との連携の推進
 - ア 保護司の処遇活動に資する地域の関係機関・団体に関する情報の収集及び保護司への提供
 - イ 地域の関係機関・団体との処遇協議、情報交換の企画・運営
- (3) 地域に根ざした犯罪・非行予防活動の推進
 - ア 犯罪や非行に関する地域住民等の相談への対応
 - イ 地域住民を対象とした非行防止セミナー・薬物乱用防止セミナー等の企画・運営
- (4) 更生保護関係団体との連携の推進
 - ア 更生保護関係団体と連携した社会貢献活動、社会参加活動及びグループワーク等の各種活動の企画・運営
 - イ 更生保護関係団体の各種活動、研修等への支援
- (5) 地域への更生保護活動に関する情報提供
 - ア 更生保護や保護司（会）活動に関する情報の発信
 - イ 関係機関・団体への講師派遣、広報資材の貸出し
- (6) 保護司会の運営
 - ア 保護司会の運営に関する事務
 - イ 役員会・機能別部会への支援
- (7) その他更生保護に関する活動の実施

このように多くの機能を有していますが、全てのサポートセンターがこれらの機能全てを完全に備える必要があるわけではありません。

サポートセンターは設置されている地域事情や入居している施設、地域のニーズ、所属保護司のニーズなど、置かれている状況（環境）は様々です。したがって、サポートセンターは多くの機能を概ね備えているところもあれば、ある特定の機能に力を入れたサポートセンターもあります。重要なことは、サポートセンターで具体的にどういうことをやりたいかを保護司会（保護司）で考え、自らの保護司会のニーズに合ったサポートセンターを作っていくことです。

（注）下線は当省が付した。

(2) (氏名)	
遵 守 事 項 に つ い て	
遵守事項を <input type="checkbox"/> 守っている <input type="checkbox"/> 守っていない (守っていない場合の具体的状況)	

保 護 観 察 対 象 者 の 生 活 及 び 行 動 の 状 況	
留意すべき指導領域	状 況
<input type="checkbox"/> 交友関係	(友人の氏名, 交友状況等)
<input type="checkbox"/> 金銭管理	(借金・ローン, 浪費等の状況)
<input type="checkbox"/> 問題飲酒	
<input type="checkbox"/> 薬物乱用	
<input type="checkbox"/> 就 労 ・ 就 学 関 係	(学校名, 学年) <input type="checkbox"/>欠席なし <input type="checkbox"/>時々欠席 <input type="checkbox"/>長期欠席
	(勤務先名) (職 種) <input type="checkbox"/>不就業
	(所在地) (電 話)
	(稼働日数) 日/月 (収 入) 円/日・月 <input type="checkbox"/> 通勤 <input type="checkbox"/> 住込 <input type="checkbox"/> 家業 ; (保護観察秘匿の要否) <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否
<input type="checkbox"/> 健康状態	<input type="checkbox"/> 壮健 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 疾病 (病名・病状) (通院, 入院, 服薬等の状況)
<input type="checkbox"/> 居住関係	<input type="checkbox"/> 単身 <input type="checkbox"/> () と同居 (特記事項)
<input type="checkbox"/> 家族関係	(家族間の折り合い) (不和の状況) <input type="checkbox"/> 和 <input type="checkbox"/> やや不和 <input type="checkbox"/> 不和 (保護観察に対する家族の理解, 態度) <input type="checkbox"/> 協力的 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 無関心 <input type="checkbox"/> 拒否的
担当保護司の意見 (主任官に求める措置及び担当保護司としての今後の方針など)	

(3)	
主任官所見 (今後の措置 や方針など)	-----
保護観察の 状況及び 処遇段階	再犯・再非行 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり → 不良措置検討票 遵守事項違反 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり → 不良措置検討票 生活行動指針からの逸脱 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 今月で【 】段階 () 月経過 (C段階3月) → 良好措置検討票
保護観察所 長の判断 及びとる べき措置	特別遵守事項 <input type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し 生活行動指針 <input type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し 段階変更 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 → 変更後の段階【 】 指導監督, 補導援護その他の措置 () (上記判断及び措置の理由等)

(注意) 1 この報告書は, 翌月5日までに必ず提出してください。

2 (3) 欄は, 保護観察所が記載する欄です。

(注) 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について (依命通達) による。

資料㉔ 保護司のてびき【平成 30 年度版】（法務省保護局）（抄）

1 保護司の活動

2. 保護司の服務・倫理

(2) 情報の管理

② パソコンを利用する場合の留意点

報告書は、パソコンなどの電子機器を利用して作成することもできます。パソコンは編集が容易であるなどの利点がありますが、書類よりも個人情報の漏えいの危険性が高いため、十分に留意してください。具体的には以下の 8 点に特に留意してください。

なお、御家族と共同でパソコンを使用している場合は、御家族の方にも、セキュリティに注意していただくよう協力を求めておくことが必要です。

【1】 インターネットに接続していないパソコンを使用すること。

やむを得ずインターネットに接続されているパソコンを使用する場合、作業の際は、必ず LAN ケーブル等をパソコンから外してから（無線 LAN を利用している場合は、接続を切断してから）行うこと。

【2】 OS（オペレーションシステム）、ソフトウェア等はサポート期限内かつ最新のアップデートが完了済みのものを使用すること。また、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的に更新して常に最新のバージョンにしておくこと。

【3】 パソコンに Winny（ウィニー）等のファイル交換ソフトをインストールしないこと。

【4】 パソコンにパスワードを設定するなどして、作成中の報告書等の内容を他者に関連されることのないようにすること。

【5】 作成したファイルには暗号化又はパスワードを設定して適切に管理し、外には持ち出さないこと。

【6】 作業終了後は、報告書作成に使用したアプリケーションを終了させてから、LAN ケーブル、無線 LAN 等を接続すること。

【7】 報告書等各種情報ファイルについては、担当終了後又は保存の必要なくなった時点で必ず削除すること。

【8】 過去に対象者等の個人情報を保存したことがあるパソコン及び外部記録媒体を処分する場合には、データ消去ソフトの使用、物理的な破砕などの方法によりデータが復元できないような状態とした上で処分すること。

資料㉕ 行政相談委員業務実施要領（昭和 59 年 7 月 1 日総務庁長官決定）（抄）

第 10 報告について

1 委員は、下記の場合には、管区行政評価局長又は行政評価事務所長若しくは地域総括評価官に対し報告するものとする。

(1)・(2) (略)

2 前項の報告は、行政評価局長が定める様式（行政相談委員苦情事案報告及び行政相談委員月例報告）により行うものとする。

資料⑳ 行政相談委員苦情事案報告の様式

別記様式2

行政相談委員苦情事案報告

(年 月分)

委員氏名: _____ 担当市(区)町村: _____

受付年月日		年 月 日		回答年月日		年 月 日	
相談者	氏名			関係機関の名称		通知・連絡の有無	局所対応の要否
	住所	〒		①		有・無	要・否
	電話番号			②		有・無	
受付形態		定例相談所 ・ 巡回(特設)相談所 ・ 自宅 ・ 行政相談懇談会 出前教室 ・ 各種会合 ・ その他					
【この様式で報告する事案の範囲】 (1) 国の行政機関等の業務に関する苦情(要望陳情を含む。) (2) 地方公共団体の業務に関する苦情のうち、都道府県本庁の事務に関するもの、又は、解決に向け関係する地方公共団体に対し直接連絡を行ったもの(単なる窓口先の教示は除く。)							
相談内容・対応内容							
現地を確認した月日		関係機関を訪問した月日			相談者を訪問した月日		

※ 提出期限は、局所対応が必要な事案は受付後速やかに、それ以外の事案は翌月5日です。

局所記載欄	対象内外分類		行政分野分類	
	事案分類		行政機関分類	
	対応結果分類		受付番号:	

(注) 行政相談業務実施要領(平成26年3月31日総評相第87号)別記様式2による。

資料⑳ 行政相談委員の手引（平成31年4月総務省行政評価局行政相談企画課）（抄）

第2部 行政相談委員業務Q&A

1. 基本的事項

(1)～(5) (略)

(6) 行政相談委員が報告等のために提出する書類は、どのような方法で提出すればよいでしょうか。

☆ 郵送、ファクシミリ、電子メール等いずれでも構いませんが、個人情報や関係行政機関等の対応・意見等、取扱いに注意を要する情報にはご注意ください。

行政相談委員苦情事案報告や行政相談委員月例報告のような文書の形でご提出いただくもの（以下「報告書」といいます。）の提出方法に決まりはありません。

郵送、ファクシミリ、電子メール等いずれでも構いませんが、どの方法をとるにせよ、報告書等には、個人情報や関係行政機関等の対応・意見など、取扱いに注意を要する情報が記載されていますから、次の二点に留意してください。

ア 確実に送付先（局所センターの行政相談担当）に届くようにすること。

イ 送付先以外の者が容易に内容を見ることができないよう内容の秘密を保護すること。

以下に、提出方法別に、上記留意点の確保策のうち代表的なものを例示しますが、ご不明な点があれば局所センターにお問い合わせください。

①・② (略)

③ 電子メールを送信する場合

- ・ アドレスを正確に入力してください。
- ・ 提出する報告書等は、パスワードを設定できるワープロソフト等を使って作成し、パスワードを設定して保護してください。報告書等は、Webメールのような簡便な方法ではなく、セキュリティ面で信頼できるメーラーソフト（マイクロソフト・アウトルック等）を用いて送り、これにパスワードで保護した報告書等のファイルを添付する方法をとってください。
- ・ 報告書等のファイルに設定したパスワードは、報告書等を添付して送信するメールに記載せず、パスワードのみを記載した別のメール等で局所センターにお知らせください。

(7) 行政相談委員活動に関する文書を作るときは、どのようなことに注意する必要がありますか。

☆ 個人情報や関係行政機関等の対応・意見等、取扱いに注意を要する情報に留意してください。

報告書等の相談業務に関する文書には、しばしば個人情報、関係行政機関等の対応や意見、取扱いに注意を要する情報等が記載されることがあります。手書きやパソコンで作成する際には、次のことに留意してください。

① 作成時の注意

(略) 作成時に、関係のない人が容易に見ることができないように配慮してください（例えば、文書作成中にパソコンの前から離席するときなどは、画面をロックしてください）。

② 保存時の注意

作成した文書は、関係のない人が容易に見ることができないように保存・管理してください。パソコンで文書を作成した場合は、パスワードによる保護を励行してください。

また、作成された報告書等をパソコンのハードディスク、USBやSDカードなどに保存される場合は、紛失や盗難に遭わないよう、適切な保管・管理を行っていただきますようお願いいたします。

なお、コンピュータウィルスには十分ご注意ください。コンピュータウィルス対策ソフトをお使いのパソコンにインストールしておくなどの対策をお勧めします。

資料⑳ 経済財政運営と改革の基本方針 2020～危機の克服、そして新しい未来へ～

(令和2年7月17日閣議決定)(抄)

第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現下の経済財政状況

ー 我が国が直面するコロナのグローバル危機

世界は今、歴史的な危機に直面している。新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の流行は、その中心地を、中国から米国・欧州、中南米・アフリカへと移しながら世界規模に拡大し、感染者数は1,300万人、死亡者数は58万人を上回った。その感染症拡大に伴う甚大な影響は、人々の生命や生活のみならず、経済、社会、国際政治経済秩序、さらには人々の行動・意識・価値観にまで多方面に波及しつつある。この影響は広範で長期にわたるために、感染症が収束したポストコロナの世界は、新たな世界、いわゆる「ニューノーマル」へと移行するとの見方が強い。

(略)

2. ポストコロナ時代の新しい未来

(略)

各国ともポストコロナの「ニューノーマル」の在り方を模索する競争を展開している状況の中で、感染症の拡大等先行きが不透明でもあり、確実な見通しを持つことは困難であるものの、今回の感染症拡大で顕在化した課題を克服した後の新しい未来における経済社会の姿の基本的方向性として、「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現を目指す。すなわち、変化を取り入れ、多様性を活かすことにより、リスクに強い強靱性を高めながら、我が国が持つ独自の強み・特性・ソフトパワーを活かした「ニューノーマル」のかたち、「新たな日常」を構築していく。それを通じて、付加価値生産性を向上させるとともに、成長の果実を広く分配する中で、誰ひとり取り残されない、国民の一人一人が「包摂的」で生活の豊かさを実感できる「質」の高い持続的な成長を実現していく。

(略)

第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）

(1)～(3) (略)

(4) 変化を加速するための制度・慣行の見直し

① 書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。(略)

② (略)

(注) 下線は当省が付した。

【地域別定例研修の運営（3-(1)-イ-(ウ)関係】

資料㉑ 保護司研修要綱（平成20年5月30日付け法務省保更第480号法務省保護局長通達）(抄)

1 目的

この要綱は、保護観察所組織規則（平成19年法務省令第22号）第4条第1項第13号に規定する事務として行う研修（以下「研修」という。）について、その種類、内容等の大綱を定め、もって保護観察所における保護司研修の効果的な実施を図ることを目的とする。

2 研修の種類

研修の種類は、以下のとおりとする。

(1) 新任保護司研修

- (2) 処遇基礎力強化研修（第一次研修）
- (3) 指導力強化研修（第二次研修）
- (4) 地域別定例研修
- (5) 特別研修

3 研修の目的等

- (1) 研修の種類ごとの目的、対象等は、別表（1）のとおりとし、新任保護司研修、処遇基礎力強化研修（第一次研修）及び指導力強化研修（第二次研修）の課目は、別表（2）の課目の全部又は一部とする。
- (2) 各研修の実施に当たっては、研修員の知識や経験の活用及び積極的な参加を促進するため、各種の集団討議の方法の拡充、質疑応答の時間の確保並びに研修課目に応じた視聴覚教材その他の研修教材の作成及び活用を図るものとする。また、一定の分野の専門的知識及び技術の修得を目的とする研修の実施に際しては、外部の専門家を講師として招へいするなどし、研修目的に照らして効果的な研修の実施方法を選択するものとする。
- (3) 各研修の実施回数、期間、場所、助言者及び研修員の選定その他研修実施上必要な事項で、本要綱に特段の定めのないものについては、保護観察所の長が予算その他の事情を考慮して定めるものとする。
- (4) 保護観察所の長は、各研修がその目的に照らし十分な効果を上げられるよう、各研修の実施状況や保護司の要望等を把握し、研修の充実に常に努めるものとする。
- (5) 別表（2）において、新任保護司研修の課目「保護司制度の概要」の主要事項として取り上げられている「保護司の服務（人権、守秘義務、個人情報等の管理等）」については、保護司が職務を行う上で特に重要な事項であることにかんがみ、新任保護司研修のみならず、他の種類の研修においても取り上げるものとする。

4 経費

保護司の研修に要する経費（旅行実費）は、（目）保護司実費弁償金のケース研究等出席実費から支給するものとする。

別表（1）

種類	目的	対象	備考
(略)			
4 <u>地域別定例研修</u>	<u>実務上必要な知識及び技術の全般的な水準向上を図り、又は各地域において当面する問題の解決に資する。</u>	<u>保護司全員</u>	<u>保護区単位に行う。ただし保護観察所の長が相当と認めるときは、保護区を適宜分けて行い、又は2以上の保護区を合同して行うことができる。</u>
(略)			

(注) 下線は当省が付した。

【協力雇用主名簿の取扱い（3-(1)-イ-(エ) 関係】

資料③① 協力雇用主登録等要領（平成 30 年 8 月 23 日付け法務省保更第 82 号法務省保護局更生保護振興課長通知）（抄）

第 2 協力雇用主の登録等

2 登録手続

(1) 登録届の提出依頼

保護観察所の長は、事業主から上記 1 について理解及び協力を得られることが確認できたときは、当該事業主に対し、別紙様式例の協力雇用主登録届（以下「登録届」という。）のほか、必要に応じて、事業内容に関する資料（定款、会社概要パンフレット等）の提出を求めるものとする。

(2) 登録届の受理

保護観察所の長は、上記（１）により事業主から登録届が提出されたときは、当該登録届の記載内容に不備がないかどうかを確認した上で、これを受理するものとする。

(3) 暴力団の排除

(4) 登録

保護観察所の長は、当該事業主が上記（３）のアに定める事項に該当しないことが確認できた場合には、協力雇用主として登録することとし、別紙様式３により、その旨を当該事業主に連絡するものとする。

3 登録手続前後における情報の収集

(1) 保護観察所の長は、事業所の雇用環境等、登録届のみでは把握することが困難な事項を確認するため、必要に応じて、協力雇用主の事業所を訪問し、又は事業所が所在する地区の保護司会等を通じて必要な情報を収集するよう努めるものとする。

(2) 保護観察所の長は、自庁に登録している協力雇用主について、必要に応じて、公共職業安定所に対して求人の申込み状況等の確認を行うほか、定期的に、当該協力雇用主に対し、協力雇用主としての登録を継続するか否かに関する意向、登録している情報の変更の有無及び求人募集の状況等を確認するよう努めるものとする。

(3) (略)

第3 情報の管理

保護観察所の長は、事件管理システムにより、自庁に登録している協力雇用主の情報や活用状況について、次のとおり管理するものとする。

1 協力雇用主に関する情報の管理

保護観察所の長は、事件管理システムを活用した協力雇用主の情報管理において、登録されている情報を最新の状態に保持するとともに、適切な運用に努めること。

(注) 下線は当省が付した。

【担い手確保に関する取組（3-2）共通】

資料⑳ 保護司及び保護司選考会委員の委嘱及び解嘱等に関する事務の取扱いについて（昭和 58 年 12 月 23 日付け保総第 402 号法務省保護局長通達）（抄）

第1 保護司

1 選考及び委嘱

(1) 保護観察所の長（以下「所長」という。）は、各保護区における保護司の配置及び保護観察中の者等の分布の状況のほか、各地域の人口、犯罪その他の状況を勘案して、広く地域の各層から保護司候補者を見出すよう努めること。

(2) 所長は、保護司候補者の選考に当たり、保護司法（昭和 25 年法律第 204 号）（以下「法」という。）第 3 条第 1 項に掲げる条件の具備状況及び法第 4 条に掲げる欠格条項の該当の有無等を調査すること。（後略）

(3) 保護司候補者の推薦時の年齢制限は次の基準によること。

ア 新任の保護司候補者については、委嘱予定日現在 66 歳以下の者を推薦すること。ただし、更生保護法人役職員等で専門的な知識及び技能を有する者を保護司に推薦する必要があるなど、これによることができない特別の事情がある場合には、この限りでない。

イ 再任の保護司候補者については、委嘱予定日現在 76 歳未満の者を推薦すること。

(4) 法第 3 条第 4 項の規定に基づき所長が保護司選考会に対して行う諮問は、保護司委嘱諮問書（様式第 1 号）に保護司候補者名簿（様式第 2 号）を添えて行うこと。

(5) 保護司選考会の会長は、保護司候補者の適格性について、保護司委嘱答申書（様式第 3 号）により所長に答申すること。

- (6) 保護司の選考に関する規則（平成 13 年法務省令第 15 号）（以下「規則」という。）第 10 条の規定に基づき所長が行う保護司の推薦は、保護司候補者推薦書（様式第 4 号）に保護司候補者推薦名簿（様式第 5 号）を添えて、委嘱予定日の 20 日前までに行うこと。
- (7) 地方更生保護委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、保護司及び保護司選考会委員の委嘱及び解嘱に関する訓令（昭和 59 年法務省人任訓第 222 号）（以下「訓令」という。）に基づき、保護司の委嘱を決定し、保護司発令簿（甲）（様式第 6 号）を作成するとともに、速やかに保護司委嘱通知書（様式第 7 号）に保護司発令簿（甲）の写しを添えて所長に通知すること。
（後略）
- (8) 所長は、保護司委嘱通知書の送付を受けたときは、発令日以後のなるべく早い時期に、次の区分にしたがって発令手続を採ること。
- ア 新任者及び再任者（下記イの者を除く。）については、保護司委嘱辞令及び保護区配属辞令を交付する。
- イ （略）

（注）下線は当省が付した。

【保護司候補者の確保のための方策（3-(2)-ア）共通】

資料③③ 保護司の選考に関する規則（平成 13 年法務省令第 15 号）（抄）

（推薦手続）

第十条 法第三条第三項に規定する保護司の推薦は、別に定めるところにより保護観察所の長が保護司候補者推薦名簿を作成し、地方更生保護委員会を経由して、法務大臣に提出して行うものとする。

資料③④ 保護司及び保護司選考会委員の委嘱及び解嘱に関する訓令（昭和 59 年 2 月 27 日付け法務省人任訓第 222 号）

地方更生保護委員会委員長は、その庁の管轄区域内における保護司及び保護司選考会委員の委嘱及び解嘱を法務大臣名をもって代行することができる。

この代行に関する取扱いについては別に定めるところによるものとする。

資料③⑤ 平成 24 年版犯罪白書（法務省）（抄）

第 7 編 刑務所出所者等の社会復帰支援

第 2 章 再犯防止・改善更生のための社会復帰支援策と民間の協力・参加

第 3 節 保護司と保護司活動

3 保護司制度の基盤整備に向けた取組

(1) 新任保護司の発掘

保護区ごとの保護司の定数は、その区域の保護観察事件数や公立小学校数等を指標に、人口、経済、犯罪の状況等の地域事情を勘案して定められる。保護観察所長は、保護司候補者の選定に当たり、広く地域の各層から候補者を見いだすよう努めることとされているところ、候補者の掘り起こしでは、現職保護司による他薦方式、すなわち、個々の保護司の人脈を活用して候補者に関する情報を集め、退任予定保護司の後任者を探し出すことが実態として多く見られる。個々の保護司の人脈を活用した候補者の発掘は、職務内容を熟知した保護司によって、保護司候補者の人柄をよく理解してなされる点でメリットは大きいものの、限界もある。そうしたことから、より幅広い分野から保護司候補者を発掘すること、また、保護司の選考過程において、より透明性を確保するための方策として、保護区あるいは保護区内の地域単位で、その地域住民の代表者等

が集まり、保護司適任者の情報交換等を行う方法が模索され、平成 20 年度からは、保護区に保護司候補者検討協議会を設置し、地域の事情に精通した様々な分野の人々の協力を得て保護司候補者の発掘に努めている。

(注) 下線は当省が付した。

【保護司候補者検討協議会等（3-(2)-ア-(7)）関係】

資料③⑥ 保護司候補者検討協議会設置要綱（平成 20 年 3 月 31 日付け法務省保更第 178 号法務省保護局長通達）（抄）

1 趣旨

この要綱は、保護司活動に対する地域の理解を深め、幅広い人材から保護司の補者を確保するとともに、保護司候補者の推薦手続の一層の適正化を図るため、地域の関係機関及び団体の関係者で構成する保護司候補者検討協議会（以下「協議会」という。）について、その設置及び運用の手続等について定めるものである。

2 協議会の設置

- (1) 協議会は、保護観察所長及び保護司会長（以下「保護観察所長等」という。）が共同して、保護区ごとに設置する。
- (2) 保護観察所長等は、各協議会について、会議を開催する時期、場所等について計画するものとし、特に次の要件を満たす保護区については、複数の協議会を設置し、又は同一の協議会で年間に複数回の会議を開催することを検討する。
 - ア 保護司の定数に対する保護司の実人員の割合が比較的低い保護区
 - イ 安定して保護司候補者を確保することが困難であると見込まれる保護区
 - ウ 2以上の市区町村の区域又は広域の区域の保護区
 - エ その他複数の協議会を設置することなどについて、特段の必要性が認められる保護区

3 協議会の役割

協議会は、当該保護区の保護司候補者を広く求めるために必要な人材情報の収集及び交換を行う。

4 協議会の構成

- (1) 協議会は、概ね 5 人以上の委員をもって組織する。
- (2) 協議会の座長は、保護司会長又は保護司会長が指名する者が務める。
- (3) 保護観察所長等は、概ね次に掲げる者のうちから、委員としてふさわしい者を選定する。
 - ア 保護司
 - イ 町内会又は自治会関係者
 - ウ 民生委員・児童委員
 - エ 社会福祉事業関係者
 - オ 教育関係者
 - カ 保健・医療関係者
 - キ 青少年関係団体関係者
 - ク 地方自治体関係者
 - ケ 経済・産業関係団体関係者
 - コ 更生保護女性会、BBS会、都道府県就労支援事業者機構等更生保護関係団体関係者
 - サ その他地域の事情に通じた学識経験者
- (4) 委員の選定に当たっては、広範な層から適正に保護司候補者を確保できるよう、委員の所属分野等に偏りが生じないように配慮する。
- (5) 委員の任期は、選定した年度の年度末までを基本とするが、延長を妨げない。

(6) 委員は、会議において知り得た個人に関する情報をみだりに第三者に開示し、又はその身分を政党又は政治目的のために利用してはならない。

(7) 保護観察所長等は、(6)の行為その他委員としてふさわしくない行為をした者は、その選定を取り消す。

5 協議会の会議

(1) 協議会の会議は、保護観察所長等が招集する。

(2) 会議は非公開とする。

6 その他

協議会の会議に出席した委員に対しては、原則として、配賦予算の範囲内で謝金を支給する。

ただし、保護司の身分を有する委員（保護司以外の身分により選定された場合を除く。）に対しては支給することができない。

(注) 下線は当省が付した。

資料③⑦ 保護司候補者検討協議会設置要綱の実施について（解説）（平成20年3月31日付け保更第179号総務課長・更生保護振興課長通知）（抄）

1 はじめに

(要綱)

1 趣旨

この要綱は、保護司活動に対する地域の理解を深め、幅広い人材から保護司の候補者を確保するとともに、保護司候補者の推薦手続の一層の適正化を図るため、地域の関係機関及び団体の関係者で構成する保護司候補者検討協議会（以下「協議会」という。）について、その設置及び運用の手続等について定めるものである。

(1) これまで、保護司候補者の確保は、退任する保護司が自らの人脈を活用して後任者を探す方法が主流であったが、近年、地域社会の人間関係の希薄化等の影響により、候補者の確保が困難化するなどの問題が生じている。

2 保護司候補者検討協議会

(要綱)

2 協議会の設置

(1) 協議会は、保護観察所長及び保護司会長（以下「保護観察所等」という。）が共同して、保護区ごとに設置する。

(2) 保護観察所長等は、各協議会について、会議を開催する時期、場所等について計画するものとし、特に次の要件を満たす保護区については、複数の協議会を設置し、又は同一の協議会で年間に複数回の会議を開催することを検討すること。

ア 保護司の定数に対する保護司の実人員の割合が比較的低い保護区

イ 安定して保護司候補者を確保することが困難であると見込まれる保護区

ウ 2以上の市区町村の区域又は広域の区域の保護区

エ その他複数の協議会を設置することなどについて、特段の必要性が認められる保護区

(1) 保護司候補者検討協議会（以下「協議会」という。）とは、町内会関係者や教育関係者等地域の事情に通じている者で構成し、保護司として適任と思われる人物を紹介してもらうなどして、候補者を幅広く得るための会議であり、保護司個人の人脈のほか、幅広い情報ルートが得られるという利点がある。

(2) 協議会は、保護観察所長と保護司会長が共同して設置する。

(3) 協議会は、1 保護区の中で、特に保護司の確保が必要な区域ごと（例えば小中学校区単位等）に協議会を設置することができるとともに、同一の協議会を年間に複数回開催することもできる。これは、広域で1つの協議会を設置した場合や、1 回きりの会議とした場合には、協議会の本来目的である人材の情報収集が十分にできないおそれもあるからであり、特に、次の要件のいずれにも該当する保護区については、保護区内に複数箇所又は複数回の協議会を開催することについて積極的に検討する。

ア 定員が概ね 60 人を超える保護区

イ 2 以上の市区町村の区域又は広域の区域の保護区

(4) 保護観察所長は、協議会の開催計画を立てるに当たっては、開催の必要性及び緊急性の高い保護司会と調整を図るとともに、保護司の充足が十分等の理由により、開催の緊急性がそれほど高くないと思われる保護区であっても、保護司活動への地域の関係者の理解を深める趣旨から、少なくとも 2 年ないし 3 年に 1 回程度は開催に努める。

(5) (3) 及び (4) の対応をするに当たっては、保護観察所において管内における全体の開催回数の調整等を図る。

(6) 協議会の名称は、例えば「保護司人材に関する情報交換会」「保護司適任者情報収集会」等の適宜の名称を使うことも可能である。

なお、保護の推薦は保護観察所の長の権であることから（保護法（昭和 25 年法律第 204 号）第 3 条第 3 項）、「推薦」という用語の使い方には特に慎を要する。

3 協議会の役割

(要綱)

3 協議会の役割

協議会は、当該保護区の保護候補者を広く求めるために必要な人材情報の収集及び交換を行う。

協議会は、保護司適任者と思われる人材についての情報交換の場であり、保護司候補者の適性を事前審査することまでは求めていないことから、4 の (1) の委員に対して、協議会の主旨を正しく理解してもらう必要がある。なお、これらの情報をもとに調整した結果、保護司となるのにふさわしい人材がいた場合には、保護司会長が保護観察所長に対して「内申」する。

4 協議会の構成

4 協議会の構成

(1) 協議会は、概ね 5 人以上の委員をもって組織する。

(2) 協議会の座長は、保護司会長又は保護司会長が指名する者が務める。

(3) 保護観察所長等は、概ね次に掲げる者のうちから、委員としてふさわしい者を選定する。

ア 保護司

イ 町内会又は自治会関係者

ウ 民生委員・児童委員

エ 社会福祉事業関係者

オ 教育関係者

カ 保健・医療関係者

キ 青少年関係団体関係者

ク 地方自治体関係者

ケ 経済・産業関係団体関係者

コ 更生保護女性会、BBS 会、都道府県就労支援事業者機構等更生保護関係団体関係者

サ その他地域の事情に通じた学識経験者

(4) 委員の選定に当たっては、広範な層から適正に保護司候補者を確保できるよう、委員の所属分野等に偏りが生じないように配慮する。

- (5) 委員の任期は、選定した年度の年度末までを基本とするが、延長を妨げない。
- (6) 委員は、会議において知り得た個人に関する情報をみだりに第三者に開示し、又はその身分を政党又は政治目的のために利用してはならない。
- (7) 保護観察所長等は、(6) の行為その他委員としてふさわしくない行為をした者は、その選定を取り消す

- (1) 協議会の設置目的にかんがみ、特に、保護司以外の地域の事情に通じている者を幅広い分野から委員に選定する必要がある。したがって、出身分野に偏りが生じないように、例えば、1分野につき1～2人とするなどして、バランスよく選ぶよう配慮する。また、地方自治体の幹部や関係機関・団体の長等にこだわることなく、実務担当者等当該地域の実情をよく承知している者を積極的に選定することが望ましい。
- (2) 委員の選定に当たっては、あらかじめ、保護司会長が様式例 1 に必要事項を記載して保護観察所長と協議する。
 なお、必要な場合には、保護観察所等で協議して、様式例 2 を参考にして委嘱状を作成し、交付する。
- (3) 保護司会長は、協議会の座長を務めることが想定されているので、その場合には必ず委員に含める。

5 協議会の会議

(要綱)

5 協議会の会議

- (1) 協議会の会議は、保護観察所長等が招集する。
- (2) 会議は非公開とする。

- (1) 保護観察所長と保護司会長（以下「保護観察所長等」という。）は、協議の上、協議会の会議の開催計画を立てる。また、多数の保護司候補者を確保する必要があるなど特段の事由がある場合は、必要に応じて複数回開催することができる。
- (2) 会議開催に必要な次の準備作業は、保護司会が中心となっていくが、保護観察所も積極的にこれを支援すること。
 - ア 日程の調整
 - イ 会場の確保
 - ウ 開催通知、保護司適任者に関する情報提供の依頼
 - エ 会場の設営等
- (3) 会議の招集に当たっては、保護観察所長等が協議の上、保護司候補者が必要とされる地域、人数等について、様式例 3 の協議会の開催通知に記載して各委員に提示する。
- (4) 保護司会長は、会議を円滑に進めるために、保護司適任者に関する情報を様式例 4 等により、会議の開催日までに報告するよう各委員に依頼する。
- (5) 会議においては、原則として保護司会長が座長となり議事運営に当たる。
- (6) 会議においては、個人情報を取り扱うので、その内容は非公開とする。また、会議に先立ち、各委員には、会議で知り得た個人情報は、決して第三者に開示してはならないことについて伝えておくとともに、配付する個人情報に関する資料は、会議終了後に全て回収し、速やかにシュレッダー等により処分する。
- (7) 会議には、当該保護区担当の保護観察官等保護観察所職員が出席する。
- (8) 会議に出席した保護観察所職員又は座長は、様式例 5 により、会議終了後 1 週間以内（必着）に、会議の開催状況について保護観察所長に報告する（特に、年度末近くで開催した会議については、報告が遅れると謝金の支給手続が困難になることもあるので、注意を要する。）。

なお、会議結果については、様式例 5 に定める事項を記載すれば足り、別途詳細な議事録等を

作成する必要はない。

(9) 会議終了後、保護司会においては、協議会の会議結果も十分に踏まえつつ、保護司候補者としての条件を満たしているかなどについて検討した上で、各保護観察所の内規等に従い、会議で得られた情報等をもとに保護司候補者の内申について調整する。

6・7 (略)

8 保護司・保護司活動に対する理解の促進

協議会は、幅広い分野の委員から構成されることから、協議会の委員の選定、会議等の各過程において、保護司や保護司活動について十分な理解を得るよう配慮することが、円滑な協議会の運営において不可欠である。また、協議会の設置・運営は、保護司活動等の重要性について地域の各層の理解を促進することにも資するものである。

保護観察所は、保護司会と協調しながら、平素から保護司や保護司活動の重要性、更生保護の現状等について、地域の関係機関・団体の理解を得るよう努めるとともに、協議会においても必要な説明を十分に行う。

(注) 下線は当省が付した。

【市町村等の協力（3-(2)-ア-(イ) 関係】

資料③⑧ 「保護司の安定的確保に関する基本的指針」について（通知）（平成 26 年 4 月 1 日付け法務省保更第 48 号法務省保護局長通知）（抄）

(略)

2 保護司組織と連携して、保護司の安定的確保に関する現状を分析し、本指針に基づいて取り組むべき課題の検討に努めること。また、各種予算事業や保護司活動を支援する方策を適切に活用するなどし、本指針に基づく自庁及び保護司組織の事情に応じた取組がなされるよう留意すること。

(注) 下線は当省が付した。

資料③⑨ 保護司活動に関する地方公共団体に対する協力等依頼について（通達）（平成 26 年 6 月 30 日付け法務省保更第 73 号法務省保護局長通達）（抄）

保護司活動について地方公共団体から一層の理解・協力を得るため、今般、各都道府県知事及び各市区町村長に対し、総務省地域力創造審議官と当職の連名により別添のとおり依頼文書を発出しました。

同依頼文書は、総務省を通じ各都道府県及び市区町村（以下、「地方公共団体」という。）に送付されていますので、各庁においては、この機会を捉え、下記の事項に留意の上、保護司組織とも連携して、保護司活動について地方公共団体から一層の理解・協力を得るための活動を積極的に展開するよう特段の配慮を願います。

(略)

記

1 保護観察所においては、効果的かつ効率的に協力等依頼をする観点から、各保護司会及び保護司会連合会と協議して個々の保護司組織と地方公共団体との関係の現状を分析し、(中略) 個別具体的な依頼内容を検討し、優先順位をつけるなどして計画的に訪問時期及び訪問者、依頼内容等を調整すること。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

資料④⑩ 再犯防止対策の推進に向けた保護司活動に関する地方公共団体への協力依頼について（通達）（令和元年5月8日付け法務省保更第2号法務省保護局長通達）（抄）

保護司適任者の確保が困難となっている中、再犯防止対策の推進に向けて、保護司活動について地方公共団体から一層の理解・協力を得るため、今般、各都道府県知事及び各市区町村長に対し、総務省地域力創造審議官と当職の連名により別添のとおり依頼文書を発出しました。

同依頼文書は、総務省から各都道府県及び市区町村（以下「地方公共団体」という。）に送付されていますので、各庁においては、この機会を捉え、下記の事項に留意の上、保護司組織と連携して、再犯防止対策の推進に向けて地方公共団体からの一層の理解・協力を得るための活動を積極的に展開するよう特段の配慮をお願いします。

記

1 保護観察所においては、個々の保護司組織が抱える課題等を十分把握した上で、各保護司会及び保護司会連合会と協議し、地方公共団体に対する個別具体的な依頼内容を検討し、計画的に協力依頼を行うこと。

（略）

（注）下線は当省が付した。

【保護司候補者の年齢制限の運用（3-(2)-イ）関係】

資料④⑪ 新任の保護司候補者の推薦時における年齢制限にかかる例外規定の弾力的な運用について（通知）（令和元年12月25日付け法務省保総第303号法務省保護局総務課長・更生保護振興課長通知）（抄）

（略）

保護観察所におかれては、当該結果を保護司会長と共有の上、保護司会長と相談しつつ、適任者情報の収集拡大に努めるとともに、新任の保護司候補者を推薦する際の判断材料とするなどして、例外規定の弾力的な運用に努めるよう配意願います。

なお、例外規定により新任の保護司候補者を推薦する場合には、その理由等を保護司選考会において十分説明できるようにすることにも留意願います。

【調査概要】

令和元年10月に、全国の保護観察所を対象に、平成28年度から30年度までの3年間で、上限年齢を超えて例外的に委嘱した運用事例について調査を実施した。

【調査結果の概要】

該当事案は60件（21庁）で、内訳は以下のとおりである。

（庁別）（略）

（年齢別）67歳：48件、68歳：9件、69歳：3件、70歳以上：なし

（事由別）※複数事由に該当する場合がある。

ア 更生保護女性会会員、BBS会会員若しくは更生保護施設職員（これらを引退した者を含む。）

又は元更生保護官署職員であることから、専門的な知識や技能を有していると判断された場合

イ 教員、警察官、地方公共団体職員、民生委員・児童委員又は自治会長（これらを引退した者を含む。）等であり、これまで直接的には更生保護に関与していないが、今後保護司としての諸活動にいかすことが可能な専門的な知識や技能を有していると判断された場合

ウ 事務や会計に精通しており、保護司会の事務局としての活躍が期待された場合

エ 親が保護司であるなど更生保護関係者と密接なつながりがあり、更生保護に対する理解が深いと判断された場合

（注）下線は当省が付した。

資料④② 「保護司及び保護司選考会委員の委嘱及び解嘱等に関する事務の取扱いについて」の一部改正について(通達)(令和2年3月26日付け法務省保総第88号法務省保護局長通達)(抄)

別表

○ 「保護司及び保護司選考会委員の委嘱及び解嘱等に関する事務の取扱いについて」(昭和58年12月23日付け法務省保総第402号法務省保護局長通達)の一部改正に係る新旧対照表
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1 保護司 1 選考及び委嘱 (1)～(2) (略) (3) 保護司候補者の推薦時の年齢制限は次の基準によること。 ア (略) イ 再任の保護司候補者については、委嘱予定日現在76歳未満の者を推薦すること。 <u>ただし、委嘱予定日現在76歳以上78歳未満の者が、再任を希望し、かつ、78歳に達した日以降の職務については別途定める取扱いとなることに同意するときは、この限りでない。</u> (4)～(8) (略) 2～3 (略) 雑則関係(規則第4章) 第2～第3 (略)	第1 保護司 1 選考及び委嘱 (1)～(2) (略) (3) 保護司候補者の推薦時の年齢制限は次の基準によること。 ア (略) イ 再任の保護司候補者については、委嘱予定日現在76歳未満の者を推薦すること。 (4)～(8) (略) 2～3 (略) 雑則関係(規則第4章) 第2～第3 (略)

(注) 下線は当省が付した。

【保護司活動インターンシップ(3-(2)-ウ-(7))関係】

資料④③ 「保護司活動インターンシップ」実施要領(平成28年3月31日付け法務省保更第22号法務省保護局長通達)(抄)

1 目的 <u>保護司活動インターンシップは、保護司会が地域住民又は地域の関係機関・団体に所属する者等に保護司活動を体験する機会を提供することにより、地域住民等の保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司適任者を確保する間口の拡大を図るとともに、関係機関・団体との一層の連携強化を図ることを目的とする。</u>
2 実施主体 保護司会
3 参加者 <u>保護司活動インターンシップの参加者は、保護司適任者の確保や保護司活動に対する理解の促進等を図る観点から、保護司活動に関心を有する地域住民のほか、地域の関係機関・団体に所属する者、更生保護女性会、BBS会等の更生保護関係団体に所属する者とするのが考えられる。</u>
4 内容 <u>保護司活動インターンシップは、上記3の参加者を保護司会が主体となって実施する下記5の会議・研修、地域活動(犯罪予防活動)等に保護司と共に参加させることによって、保護司活動を体験する機会を提供する。</u>

5 対象となる活動

保護司活動インターンシップの対象となる活動は、平成27年4月9日付け法務省保総第141号法務省大臣官房会計課長、法務省保護局長連名通達「保護司実費弁償金支給規則の運用について」記の3の(10)のイの経費の支給対象となる活動とする。

対象となる活動は次のとおりである。

- (1) 総会及び理事会、役員会
 - (2) 機能別専門部会
 - (3) その他保護司組織が主体的に実施する会議（支部（分区）単位で実施する会議も含む。）
 - (4) 自主研修会（地域処遇会議を含む。）
 - (5) 関係機関・団体との連絡協議会（保護司会が実施主体であるものに限る。）
 - (6) 地域活動（“社会を明るくする運動”等の犯罪予防活動等）における行事
- ## 6 活動の実施及び保護司実費弁償金の支給手続

(1) 保護司会は、保護司活動インターンシップへの参加を希望する者から書面による参加申込を受けた上で、保護司会において選定した活動に参加させ、保護司活動インターンシップを実施する。

(2) (略)

7 留意事項

(1) (略)

(2) 保護司活動インターンシップは、保護観察対象者の情報等の個人情報を取り扱わない活動とすること。

(3) 会議や研修等の講師及び当該活動への出席・参加が当然に予定される者等は、上記1の趣旨に鑑み、保護司活動インターンシップの対象としないこと（例えば、保護司会が主催する関係機関との連絡協議会の出席者や“社会を明るくする運動”の行事で連携している更生保護女性会の会員等）。

(4) (略)

(5) 保護司活動インターンシップの実施に当たっては、効果を高めるため、可能な限り、インターンシップ参加者に活動の趣旨や内容を事前に伝えておくこと。

(6) 保護司活動インターンシップの対象となる活動の選定に当たっては、参加者が保護司活動の魅力や意義を感じられるような活動を選定するよう留意すること。

また、参加者の関心分野や更生保護に対する知識・経験を考慮し、参加者の需要に応じた活動を選定するよう配慮すること。

(7) 保護司活動インターンシップの活動時間については、参加者が当該保護司活動の本質的な部分を有意義に体験することができ、かつ、長時間に及ばないよう留意すること。

(注) 下線は当省が付した。